

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町

合 併 協 議 会

第 9 回 住民・福祉・教育小委員会

日時 : 平成 1 4 年 1 2 月 1 1 日(水)

場所 : アグリセンター大宮会議室

次 第

1 . 開会

2 . 議題

(1) 協議第 1 号 1 9 - 1 2 保育所の取扱い (その 2)

(2) 協議第 2 号 1 9 - 2 0 学校教育の取扱い (その 3)

(3) 協議第 3 号 1 9 - 2 2 社会教育の取扱い (その 5)

(4) 次回の議題について

・ 協定項目の協議について

(5) 次回の会議開催について

・ 第 1 0 回 住民・福祉・教育小委員会

日時 平成 1 5 年 1 月 1 5 日 (水) 午後 2 時 3 0 分 ~

場所 弥栄町役場 会議室

3 . その他

第9回 住民・福祉・教育小委員会

協議第1号

19-12 保育所の取扱い(その2)

平成14年12月11日提出

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(1)

合併協定項目	保育所の取扱い			整理番号	19-12	専門部会名	住民部会
分類	保育所の管理運営			分科会名	保育所分科会		
現 況							
項 目	峰 山 町	大 宮 町	網 野 町	丹 後 町	弥 栄 町	久 美 浜 町	
12 保育料							
算定方法							
算定基礎	児童の扶養者等の市町村民税課税額及び固定資産税額を基礎として算定	同左	同左	同左	前年度の町民税、固定資産税、前年分の所得税課税額を基礎として算定	児童の扶養者等の市町村民税課税額及び固定資産税額を基礎として算定	
算定対象	父母 父母・祖父母	同左	同左	同左	同左	同左	
同一世帯からの複数入所	年齢の低い順にそれぞれの徴収基準額の10/10、5/10、1/10とする。	同左	年齢の高い順に 1人目 10/10 2人目 5/10 3人目以降 1/10	年齢の低い順にそれぞれの徴収基準額の10/10、5/10、1/10とする。	基準額の低い方の児童について、当該基準額の60%の額	年齢の低い順にそれぞれの徴収基準額の10/10、5/10、1/10とする。	
減免制度(町独自)	特別の事由がある場合	家族の災害等による場合	同左	同左	同左	同左	
*参考							
最高保育料(平成14年度)							
3歳未満児	58,000円	49,000円	62,200円	41,100円	39,000円	51,400円	
3歳以上児	38,000円	36,000円	32,000円	33,700円	31,600円	34,800円	
平均保育料(年間)(平成13年度)	26,652円	24,359円	23,377円	24,296円	22,152円	24,944円	
根拠条例・要綱・規則等	峰山町立保育所保育料の認定に関する規則	大宮町保育所保育料の認定に関する規則	網野町保育所保育料の認定に関する規則	丹後町保育所条例施行規則	弥栄町保育所条例施行規則	久美浜町立保育所保育料の認定に関する基準	

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書 (2)

合併協定項目	19 - 12 保育所の取扱い	整理番号	19 - 12	専門部会名	住民部会
分類	保育所の管理運営	分科会名	保育所分科会		
課 題			調 整 結 果		
<p>12 保育料</p> <p>算定方法 町民税課税額（一部に所得税課税額）及び固定資産税額を算定基礎にしているが、各町で町民税の所得割、固定資産税額の階層区分が異なっている。このため各町によって、最高保育料、平均保育料に格差が生じている。</p> <p>減免制度 各町とも概ね同じ基準である。</p>			<p>(案)</p> <p>国の所得階層別の保育料基準額をもとに、新たな基準額表を設定する。所得税課税額の階層区分については、現行保育料の水準、近隣市との均衡等を考慮して設定する。ただし、国が示す階層区分に変更があった場合には、それに準じて保育料の変更もあり得る。</p> <p>また、保育料算定の特例については、国に準じて次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民税非課税世帯で母子（父子）世帯、在宅障害児（者）のいる世帯、保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると新市長が認めた世帯は、徴収金額を0円とする。 ・所得税非課税世帯（住民税均等割のみ、所得割課税世帯）で、母子（父子）世帯、在宅障害児（者）のいる世帯、保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると新市長が認めた世帯は、当該徴収金額から1,000円を控除する。 ・同一世帯から複数入所がある場合は、所得税課税額64千円未満の世帯は、徴収基準額が最も低い児童は徴収基準額どおりとし、それ以降は徴収基準額の低い順にそれぞれの額の10分の5、10分の1とする。所得税課税額64千円以上の世帯は、徴収基準額が最も高い児童は徴収基準額どおりとし、それ以降は徴収基準額の高い順にそれぞれの額の10分の5、10分の1とする。（10円未満の端数は切り捨て） <p>疾病、災害、その他の事情により保育料の全部又は一部を減免することができる旨の規程を設けて新市に移行する。</p>		
			小委員会確認期日		協議会確認期日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(1)

合併協定項目	保育所の取扱い			整理番号	19-12	専門部会名	住民部会
分類	保育所の管理運営			分科会名	保育所分科会		
現 況							
項 目	峰 山 町	大 宮 町	網 野 町	丹 後 町	弥 栄 町	久 美 浜 町	
14 延長保育 実施箇所数	6箇所(全保育所)	5箇所(全保育所)	5箇所(全保育所)	4箇所(全保育園)	5箇所(全保育所)	年間 久美浜、佐濃 季節 上記以外の5箇所	
時間	(平日) 16:00~18:00 (土曜) なし	(平日) 7:30~ 8:30 16:00~18:30 (土曜) 7:30~ 8:30 11:30~12:15	網野、浅茂川 8:00~ 8:30 16:00~18:00 上記以外 8:00~ 8:30 16:00~19:00 土曜(5箇所) 8:00~ 8:30 11:30~12:30	4箇所 8:00~ 8:30 上宇川以外 16:30~18:00 土曜 8:00~ 8:30	溝谷 7:30~ 8:30 16:00~18:00 上記以外 8:00~ 8:30 16:00~17:30 土曜 11:30~12:30	年間 8:00~ 8:30 16:00~18:00 季節 16:00~18:00 土曜 無	
延長保育料	月額 4,000円 (2人目以降半額)	50円/30分 ただし、上限月額4,000円 (2人目以降半額)	午前 1,000円 午後6時まで 3,000円 午後7時まで 5,000円 午前・午後6時まで 4,000円 午前・午後7時まで 6,000円 と にはおやつ代1,000円を 含む (2人目 半額) (3人目以降 1/10)	午前 月額 1,000円 午後 月額 3,000円 (2人目 半額) (3人目以降 1/10)	(平日) 7:30~通常保育時間まで150円 通常保育時間終了後~17:30 150円 通常保育時間終了後~18:00 240円 (土曜) 7:30~通常保育時間まで120円 通常保育時間終了後~12:30 120円 (同一世帯からの複数入所の減 額なし)	午前 月額 500円 午後 月額 2,000円 (同一世帯からの複数入所の減 額なし)	
根拠条例・要綱・規則等	峰山町立保育所延長保育事業実 施要綱	大宮町延長保育実施要綱	網野町立保育所延長保育事業施 行要領	丹後町保育所条例施行規則	弥栄町立保育所延長保育事業実 施要綱	久美浜町立保育所延長保育事業 実施要綱	

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書 (2)

合併協定項目	19 - 12 保育所の取扱い	整理番号	19 - 12	専門部会名	住民部会
分類	保育所の管理運営	分科会名	保育所分科会		
課 題			調 整 結 果		
<p>13 保育時間 保育時間 1町の平日部分を除いて、各町同一である。</p> <p>休所状況(希望保育を含む) 各町同一である。</p>			<p>(案)</p> <p>新市の保育時間は、平日は午前8時30分から午後4時30分、土曜日は午前8時30分から午前11時30分とする。</p> <p>現行のまま新市に移行する。</p>		
			小委員会確認期日		協議会確認期日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(1)

合併協定項目	保育所の取扱い			整理番号	19-12	専門部会名	住民部会
分類	保育所の管理運営					分科会名	保育所分科会
項目		現			況		
		峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町
13	保育時間						
	保育時間						
	平日	8:30~16:00	8:30~16:00	8:30~16:00	8:30~16:30	8:30~16:00	8:30~16:00
	土曜	8:30~11:30	8:30~11:30	8:30~11:30	8:30~11:30	8:30~11:30	8:30~11:30
	休所状況(希望保育を含む)	休所:日曜、祝祭日、年末年始 希望保育:夏季、年度末年度始	同左 同左	同左 同左	同左 同左	同左 同左	同左 同左
	根拠条例・要綱・規則等	峰山町立保育所条例	大宮町保育所条例施行規則	網野町保育所条例	丹後町保育所条例	弥栄町保育所条例施行規則	久美浜町保育所条例施行規則

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書 (2)

合併協定項目	19 - 12 保育所の取扱い	整理番号	19 - 12	専門部会名	住民部会
分類	保育所の管理運営	分科会名	保育所分科会		
課 題			調 整 結 果		
14 延長保育	<p>(案)</p> <p>現行のまま新市に移行する。</p> <p>平日は午前8時から午後6時、土曜日は午前8時から午後0時30分を基本として、地域の拠点的な保育所で最も早い所は午前7時30分に開所し、平日の最も遅い所は午後7時に開所する。</p> <p>11時間を越えて保育をする場合は、延長保育料として月額2,000円/人(おやつ代を含む)を徴収する。ただし、同一世帯から複数入所があった場合でも算定の特例による減額はない。また、午後6時以降に保育をする場合は、おやつ代として月額1,000円/人を徴収する。(日割計算はしない。)</p>				
実施箇所数					
時間					
延長保育料					
<p>季節的なものも含めると、各町の全保育所で実施している。</p> <p>各町の保育要望に基づき保育を行っているため、時間は異なっている。</p> <p>各町によって算定方法が異なっており、統一をする必要がある。</p>					
小委員会確認期日			協議会確認期日		

第9回 住民・福祉・教育小委員会 協議資料

19 - 12 保育所の取扱い(その2)

平成14年12月11日提出

平成 1 3 年 度 丹 後 6 町 保 育 料 の 状 況

(単位：円)

		峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町	計
初日在籍入 所人員数	3歳未満児	704	353	1,162	90	435	226	2,970
	構成比(%)	13.3	8.4	20.7	4.2	15.6	5.8	12.4
	3歳以上児	4,605	3,827	4,453	2,056	2,350	3,704	20,995
	構成比(%)	86.7	91.6	79.3	95.8	84.4	94.2	87.6
	計	5,309	4,180	5,615	2,146	2,785	3,930	23,965
支 弁 額		260,868,970	182,478,580	262,234,050	93,537,720	162,685,370	184,864,090	1,146,668,780
国 基 準 徴 収 額		152,325,810	103,332,450	138,836,140	55,227,090	83,929,580	110,228,140	643,879,210
保 育 料		141,493,050	101,822,040	131,262,570	52,139,250	61,694,570	98,029,650	586,441,130
/ (%)		92.9	98.5	94.5	94.4	73.5	88.9	91.1
平均保育料 /		26,652	24,359	23,377	24,296	22,152	24,944	24,471

保育料

児童福祉法第24条の規定により、保護者の労働または疾病等の事由により、その監護すべき乳児、幼児の保育に欠けるところがある場合において、保護者から申し込みがあったときは、それらの児童を保育所において、保育しなければならないとされています。また、保育の実施に係る保育費用を支弁した市町村の長は、児童福祉法第56条第3項の規定により、保育の実施に係る児童の年齢等に応じて定める額を徴収することができるかとされています。

費用の負担割合

保育の実施に要する保育費用の負担割合については、児童福祉法、同法施行令等により、保育所の所在地及び定員別、児童の年齢別による保育単価に入所児童数を乗じた支弁額から保育所徴収基準額を控除した額について、国が2分の1、都道府県が4分の1、市町村が4分の1を負担することになっています。

保 育 料 徴 収 基 準 額 表 (峰 山 町)

所得割

(単 位 : 円)

各 月 初 日 の 在 籍 児 童 の 属 す る 世 帯 の 階 層 区 分		月 額 保 育 料	
区 分	町 民 税 に よ る 定 義	3 歳 未 満 児	3 歳 以 上 児
A	生活保護法による被保護世帯及び母子世帯等で前年度町民税非課税世帯	0	0
B 1	固定資産税 非課税世帯	9,000	5,000
B 2	町民税非課税世帯 固定資産税 30,000円未満世帯	14,000	9,000
B 3	固定資産税 30,000円以上世帯	19,000	13,000
C 1	町民税均等割世帯	24,000	16,000
C 2	町民税所得割が 5,000円 未満世帯	29,000	20,000
C 3	" 5,000円 以上 20,000円 未満世帯	34,000	23,000
C 4	" 20,000円 " 50,000円 "	39,000	26,000
C 5	" 50,000円 " 100,000円 "	44,000	28,000
C 6	" 100,000円 " 180,000円 "	48,000	30,000
C 7	" 180,000円 以上世帯	52,000	32,000

* (A ・ B 階 層 世 帯 に つ い て は 資 産 割 表 を 適 用 し な い 。)

資産割

(単 位 : 円)

区 分	固 定 資 産 税 に よ る 定 義	月 額 保 育 料
A	固定資産税 非課税世帯	0
B	" 10,000円 未満世帯	500
C	" 10,000円 以上 20,000円 未満世帯	1,000
D	" 20,000円 " 30,000円 "	1,500
E	" 30,000円 " 40,000円 "	2,000
F	" 40,000円 " 60,000円 "	3,000
G	" 60,000円 " 100,000円 "	4,000
H	" 100,000円 " 140,000円 "	5,000
I	" 140,000円 以上世帯	6,000

保 育 料 認 定 基 準 表 (大 宮 町)

所得割

(単 位 : 円)

各 月 初 日 の 在 籍 入 所 児 童 の 属 す る 世 帯 階 層 区 分		徴 収 基 準 額 (月 額)	
階 層	世 帯 の 町 民 税 所 得 割 課 税 額	3 歳 未 満 児	3 歳 以 上 児
A	生活保護法による被保護世帯	0	0
B 1	町民税非課税世帯である母子・父子世帯	0	0
B 2	町民税非課税世帯	17,000	12,000
C 1	町民税が均等割だけの世帯	22,500	15,500
C 2	町民税所得割課税額 8,000円 未満の世帯	27,500	19,500
C 3	" 8,000円 以上 30,000円 未満の世帯	32,500	23,500
C 4	" 30,000円 以上 60,000円 未満の世帯	37,500	27,500
C 5	" 60,000円 以上 90,000円 未満の世帯	42,500	31,500
C 6	" 90,000円 以上 120,000円 未満の世帯	45,500	33,500
C 7	" 120,000円 以上 150,000円 未満の世帯	47,500	34,500
C 8	" 150,000円 以上の世帯	48,500	35,500

資産割

(単 位 : 円)

	世 帯 の 固 定 資 産 税 額	徴 収 基 準 額 (月 額)
1	固定資産税 非課税世帯	0
2	固定資産税が 1円 以上 4,000円 未満の世帯	500
3	" 4,000円 以上 20,000円 未満の世帯	1,000
4	" 20,000円 以上 35,000円 未満の世帯	1,500
5	" 35,000円 以上 70,000円 未満の世帯	2,000
6	" 70,000円 以上 105,000円 未満の世帯	2,500
7	" 105,000円 以上 140,000円 未満の世帯	3,000
8	" 140,000円 以上 175,000円 未満の世帯	3,500
9	" 175,000円 以上 275,000円 未満の世帯	4,000
10	" 275,000円 以上 400,000円 未満の世帯	4,500
11	" 400,000円 以上の世帯	5,000

2つの算定表による額の和が36,000円(3歳未満児は49,000円)を超えるときは、最高額として36,000円(3歳未満児は49,000円)とします。

A及びB 1階層以外の世帯で、母子世帯(父子世帯)については、この基準額表で算出された保育料の半額とします。

保育料認定額表（網野町）

所得割

（単位；円）

各月初日の在籍児童の属する階層区分		徴収基準額（月額）	
		3歳未満児	3歳以上児
A	当年度分（平成14年度分）町民税非課税世帯	2,800	1,700
B 1	当年度分町民税のうち、均等割のみの課税世帯	11,200	8,400
B 2	当年度分所得割課税額が、5,000円未満の世帯	16,800	10,100
B 3	5,000円以上10,000円未満の世帯	22,400	11,800
B 4	10,000円 " 20,000円 "	28,000	13,500
B 5	20,000円 " 30,000円 "	33,600	15,100
B 6	30,000円 " 40,000円 "	39,200	16,800
B 7	40,000円 " 50,000円 "	44,800	18,500
B 8	50,000円以上の世帯	50,400	20,200

資産割

（単位；円）

階層区分	世帯の固定資産税課税額	徴収基準額（月額）
1	当年度分固定資産税額が 1円以上 3,000円未満の世帯	400
2	" 3,000円 " 6,000円 "	1,100
3	" 6,000円 " 9,000円 "	1,900
4	" 9,000円 " 12,000円 "	2,700
5	" 12,000円 " 15,000円 "	3,400
6	" 15,000円 " 18,000円 "	4,200
7	" 18,000円 " 21,000円 "	5,000
8	" 21,000円 " 24,000円 "	5,700
9	" 24,000円 " 27,000円 "	6,500
10	" 27,000円 " 30,000円 "	7,200
11	" 30,000円 " 35,000円 "	8,000
12	" 35,000円 " 40,000円 "	8,800
13	" 40,000円 " 45,000円 "	9,500
14	" 45,000円 " 50,000円 "	10,300
15	" 50,000円 " 55,000円 "	11,000
16	" 55,000円以上の世帯	11,800

生活保護法による被保護世帯並びに母子及び寡婦福祉法に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及びこれに準ずる父子家庭の世帯であって、町民税が非課税かつ固定資産税額が2万円未満の世帯を除く。

町民税は、定率控除後の額で計算しています。

固定資産税額のうち償却資産は除く。

所得割のA階層に認定された世帯には、下表の附加基準が適用されます。

当年度分の固定資産税額	認定する階層
3,000円以上 12,000円未満	B 1階層
12,000円以上 30,000円未満	B 2階層
30,000円以上	B 3階層

保育園運営費徴収金月額表（丹後町）（単位：円）

階層 区分	区 分		徴収金基準額（月額）	
	定 義		3歳未満児	3歳以上児
A階層	生活保護法による被保護世帯（単独給付世帯を含む）		0	0
B階層	A階層を除き、町民税非課税世帯（ただし、固定資産税のある場合を除く）		15,300	12,200
C階層	第1階層	1 ~ 2,000	25,500	19,500
	第2階層	2,001 ~ 5,000	27,400	21,300
	第3階層	5,001 ~ 10,000	29,500	23,300
D階層	第1階層	10,001 ~ 20,000	33,100	26,600
	第2階層	20,001 ~ 40,000	36,300	29,700
	第3階層	40,001 ~ 80,000	39,400	32,900
	第4階層	80,001 ~ 130,000	41,500	35,200
	第5階層	130,001 ~ 200,000	43,600	36,500
	第6階層	200,001 ~	45,100	37,700

ただし、開所時間中の午前8時から午後4時30分までの保育は、上記金額から3,000円減額し、午前8時30分から午後4時30分までの保育は、4,000円減額し、午前8時30分から午後6時までの保育は、1,000円減額するものとする。

算定は、丹後町保育所条例施行規則第4条の規定に基づき、世帯内の現年度（6月分までは昨年度）の町民税額の10分の8の額と、固定資産税額の10分の2の額との合計額が、上記表中の区分欄のどこに属するかにより認定しております。

保育料徴収基準表（弥栄町）

所得割

（単位：円）

区 分		徴収基準額（月額）				
		3歳未満児	3歳以上児	60%徴収額		
A	生活保護法による被保護世帯、父子・母子家庭前年度分町民税非課税世帯	0	0	0		
B 1	Aを除き前年度分の所得税非課税世帯	前年度分町民税非課税世帯		6,000	5,700	3,400
B 2		前年度分均等割のみの世帯		11,900	7,400	4,400
B 3		前年度分所得割課税額が 1円 以上 3,000円 未満の世帯		15,200	10,300	6,100
B 4		" 3,000円 " 5,000円 "		16,400	11,100	6,600
B 5		" 5,000円 " 8,000円 "		17,300	11,900	7,100
B 6		" 8,000円 " 10,000円 "		18,100	12,800	7,600
B 7		" 10,000円 以上の世帯		18,900	13,600	8,100
C 1	Aを除き前年度分の所得税課税世帯	前年分所得税課税額が 1円 以上 3,000円 未満の世帯		20,700	14,600	8,700
C 2		" 3,000円 " 6,000円 "		21,800	15,500	9,300
C 3		" 6,000円 " 10,000円 "		22,800	16,400	9,800
C 4		" 10,000円 " 15,000円 "		23,800	17,300	10,300
C 5		" 15,000円 " 30,000円 "		24,800	18,200	10,900
C 6		" 30,000円 " 60,000円 "		25,800	19,100	11,400
C 7		" 60,000円 " 90,000円 "		26,200	19,600	11,700
C 8		" 90,000円 " 120,000円 "		26,700	20,000	12,000
C 9		" 120,000円 " 150,000円 "		27,000	20,200	12,000
C 10		" 150,000円 " 180,000円 "		27,300	20,400	12,200
C 11		" 180,000円 " 210,000円 "		27,600	20,500	12,300
C 12		" 210,000円 " 240,000円 "		27,900	20,700	12,400
C 13		" 240,000円 " 270,000円 "		28,100	20,800	12,400
C 14		" 270,000円 以上の世帯		28,400	21,000	12,600

資産割

（単位：円）

区 分		徴収基準額	60%徴収額
A	生活保護法による被保護世帯	0	0
B 1	前年度分町民税非課税世帯で前年度分固定資産税額が20,000円未満の世帯	0	0
B 2	" 20,000円以上の世帯	1,900	1,200
C 1	前年度分固定資産税額が 1円 以上 2,000円 未満の世帯	4,200	2,500
C 2	" 2,000円 " 4,000円 "	4,700	2,800
C 3	" 4,000円 " 6,000円 "	5,300	3,200
C 4	" 6,000円 " 8,000円 "	5,900	3,500
C 5	" 8,000円 " 10,000円 "	6,400	3,800
C 6	" 10,000円 " 12,000円 "	6,900	4,100
C 7	" 12,000円 " 15,000円 "	7,500	4,500
C 8	" 15,000円 " 20,000円 "	8,400	5,000
C 9	" 20,000円 " 25,000円 "	9,000	5,400
C 10	" 25,000円 " 30,000円 "	9,400	5,600
C 11	" 30,000円 " 35,000円 "	9,800	5,900
C 12	" 35,000円 " 40,000円 "	10,100	6,100
C 13	" 40,000円 " 45,000円 "	10,400	6,300
C 14	" 45,000円 以上の世帯	10,600	6,400

*同一の世帯から2人以上の児童が入所している場合は、基準額の低い方の児童について、当該基準額の60%額とする。（所得割・資産割とも）

保育料徴収基準額表（久美浜町）

所得割

（単位：円）

階層	町民税による定義（現年度課税分）	徴収基準額（月額）	
		3歳未満児	3歳以上児
1	生活保護法による被保護世帯	0	0
2	非課税世帯	6,800	4,800
3	均等割のみの課税世帯	25,000	17,000
4	所得割額が20,000円未満の世帯	28,000	20,000
5	所得割額が20,000円以上50,000円未満の世帯	34,000	23,000
6	所得割額が50,000円以上100,000円未満の世帯	42,000	27,000
7	所得割額が100,000円以上の世帯	46,000	30,000

（注） 階層 1 及び階層 2 に該当する世帯については、資産割を適用しない。

資産割

（単位：円）

階層	固定資産税による定義（現年度課税分）	徴収基準額（月額）
1	固定資産税額が30,000円未満の世帯	2,000
2	固定資産税額が30,000円以上80,000円未満の世帯	4,000
3	固定資産税額が80,000円以上の世帯	7,000

* 保育料の月額は、上記の所得割と資産割の合算額とする。ただし、当該合算額が、3歳未満児にあっては51,400円、3歳以上児にあっては34,800円を超えるときは、それぞれ51,400円及び34,800円とする。

保 育 料 徴 収 金 基 準 額 表 (案)

(単 位 : 円)

各月初日の在籍保育実施児童の属する世帯の階層区分			徴 収 金 基 準 額 (月 額)	
階層区分	市 町 村 民 税 等 に よ る 区 分		3 歳未満児の場合	3 歳以上児の場合
A 階層	生活保護法による被保護世帯(単給を含む。)		0	0
B 階層	A 階層及び前年分の所得税課税世帯を除き、前年度分の市町村民税の非課税世帯		10,000	7,000
C 階層	第 1 階層	前年度分市町村民税のうち均等割のみの課税世帯(所得割非課税世帯)	19,000	15,000
	第 2 階層	前年度分の市町村民税のうち所得割課税がある世帯	24,000	20,000
D 階層	第 1 階層	前年分の所得税課税額が 20,000円未満である世帯	27,000	23,000
	第 2 階層	前年分の所得税課税額が 20,000円以上40,000円未満である世帯	28,500	25,000
	第 3 階層	前年分の所得税課税額が 40,000円以上64,000円未満である世帯	30,000	27,000
	第 4 階層	前年分の所得税課税額が 64,000円以上88,000円未満である世帯	35,000	30,000
	第 5 階層	前年分の所得税課税額が 88,000円以上112,000円未満である世帯	40,000	32,000
	第 6 階層	前年分の所得税課税額が 112,000円以上160,000円未満である世帯	45,000	33,000
	第 7 階層	前年分の所得税課税額が 160,000円以上284,000円未満である世帯	50,000	34,000
	第 8 階層	前年分の所得税課税額が 284,000円以上408,000円未満である世帯	55,000	34,500
	第 9 階層	前年分の所得税課税額が 408,000円以上である世帯	58,000	35,000

(案)による保育料試算結果

(単位:円、人)
(H14.4.1現在)

		峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町	計
町保育料		9,962,250	7,869,700	10,585,050	4,400,590	5,187,260	7,456,340	45,461,190
国基準徴収額		10,516,860	7,984,140	11,341,590	4,931,270	6,898,400	8,173,990	49,846,250
試算保育料		9,628,400	7,368,250	10,919,250	4,306,300	5,637,250	7,004,250	44,863,700
/ (%)		94.7	98.6	93.3	89.2	75.2	91.2	91.2
/ (%)		96.6	93.6	103.2	97.9	108.7	93.9	98.7
/ (%)		91.6	92.3	96.3	87.3	81.7	85.7	90.0
試算 階 層 別 人 数	A	3歳未満児				0	0	0
	2	3歳以上児			1	0	0	1
	B	3歳未満児	3	6	4	2	4	8
	194	3歳以上児	29	26	42	19	20	31
	C 1	3歳未満児	0	1	12	0	6	5
	210	3歳以上児	27	25	41	29	23	41
	C 2	3歳未満児	0	5	15	1	2	1
	242	3歳以上児	33	50	60	13	17	45
	D 1	3歳未満児	4	4	9	0	3	
	149	3歳以上児	23	23	45	14	10	14
	D 2	3歳未満児	4	2	2	1	3	1
	127	3歳以上児	25	26	20	8	19	16
	D 3	3歳未満児	2	3	10	0	0	2
	134	3歳以上児	24	22	27	17	11	16
	D 4	3歳未満児	4		5	1	0	
	111	3歳以上児	20	27	26	11	6	11
	D 5	3歳未満児	1	2	3	1	2	1
	116	3歳以上児	26	17	31	7	15	10
	D 6	3歳未満児	4	3	7	0	2	2
	157	3歳以上児	37	24	32	12	16	18
D 7	3歳未満児	6	3	2	1	5	2	
238	3歳以上児	69	31	15	29	34	41	
D 8	3歳未満児	0		6	1	3	4	
124	3歳以上児	20	6	43	8	15	18	
D 9	3歳未満児	2	1	2	1	4	1	
93	3歳以上児	21	9	15	8	11	18	
計	3歳未満児	30	30	77	9	34	27	207
	3歳以上児	354	286	398	175	197	280	1,690
入所者計		384	316	475	184	231	307	1,897
平均保育料(試算値)		25,073	23,317	22,987	23,403	24,403	22,815	23,649
平均保育料(H14.4)		25,943	24,904	22,284	23,916	22,455	24,287	23,964

保育所徴収金基準額表（国基準額）（単位：円）

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		徴収金基準額（月額）		
階層区分	定 義	3歳未満児の場合	3歳以上児の場合	
第1階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	0	0	
第2階層	第1階層及び第4～第7階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	9,000	6,000
第3階層		市町村民税課税世帯	19,500	16,500
第4階層		64,000円未満	30,000	27,000 (保育単価限度)
第5階層		64,000円以上160,000円未満	44,500	41,500 (保育単価限度)
第6階層		160,000円以上408,000円未満	61,000	58,000 (保育単価限度)
第7階層		408,000円以上	80,000 (保育単価限度)	77,000 (保育単価限度)

保 育 所 運 営 費 財 源 内 訳 (例)

(単位:千円)

区分	運営費総額	支弁総額	徴収金	保育料	国庫負担金	府負担金	町負担金
金額	290,387	182,478	103,332	102,142	39,573	19,786	128,886
構成比 (%)	100.00			35.17	13.63	6.81	44.39

運営費総額 人件費、給食材料費、消耗品費、庁費他			
支弁総額 保育単価、在所児童数により算出			
徴収金 国基準に基づき算出	国庫負担金	府負担金	町負担金
保育料 各町において決定 徴収金に対して73.5%～98.5%	$(支弁総額 - 徴収金) \times 1/2$	$(支弁総額 - 徴収金) \times 1/4$	$(支弁総額 - 徴収金) \times 1/4$

支弁総額 : 年齢別月額保育単価(定員別、年齢別に基準設定) × 月人数の12月分積上げによる。 別紙保育単価表

徴収金 : 所得税階層による保育料徴収基準(月額) × 12月 参考資料 P10参照

国・府負担金 : 国 $(支弁総額 - 徴収金) \times 1/2$ 府・町 $(支弁総額 - 徴収金) \times 1/4$

第9回 住民・福祉・教育小委員会

協議第2号

19-20 学校教育の取扱い(その3)

平成14年12月11日提出

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(1)

合併協定項目	19 - 20 学校教育の取扱いについて		整理番号		専門部会名	教育部会
分類	5 教育相談事業				分科会名	学校教育分科会
現 況						
項 目	峰 山 町	大 宮 町	網 野 町	丹 後 町	弥 栄 町	久 美 浜 町
1 スクールカウンセラーの配置状況	<p>スクールカウンセラーの配置状況</p> <p>報酬額 0円 (京都府から派遣)</p> <p>回数 週1回8時間、35週</p> <p>配置先 峰山中学校</p> <p>カウンセラー 専門家(京都府教委から派遣 臨床心理士)</p>	<p>スクールカウンセラーの配置状況(町単費)</p> <p>報酬額 1時間 5,000円</p> <p>回数 月2~3回(1日8時間)</p> <p>配置先 大宮中学校</p> <p>カウンセラー 専門家(大阪府高槻市より)</p>	<p>スクールカウンセラーの配置状況(町単費)</p> <p>報酬額 1回 73,000円</p> <p>回数 年18回(午前8時30分~午後5時)</p> <p>配置先 網野中学校</p> <p>カウンセラー 専門家</p>	<p>スクールカウンセラーの配置状況</p> <p>報酬額 0円 (京都府から派遣)</p> <p>回数 週1回 8時間</p> <p>配置先 間人中学校</p> <p>カウンセラー 専門家</p>	<p>スクールカウンセラーの配置状況</p> <p>報酬額 0円 (京都府から派遣)</p> <p>回数 週1回 8時間</p> <p>配置先 弥栄中学校</p> <p>カウンセラー 専門家(峰山町と同じ)</p>	<p>スクールカウンセラーの配置状況</p> <p>報酬額 0円 (京都府から派遣)</p> <p>回数 週1回 水曜日 年間35回</p> <p>配置先 久美浜中学校</p> <p>カウンセラー 専門家</p>
2 心の教室相談	<p>心の教室相談の状況</p>	<p>心の教室相談の状況(補助事業)</p> <p>報酬額 1回 4,000円</p> <p>回数 週4回 (月水木の午後4時間)</p> <p>配置先 大宮中学校</p> <p>相談員 民生児童委員</p>	<p>心の教室相談の状況(補助事業)</p> <p>報酬額 1時間 1,000円</p> <p>回数 1日3時間の週3回 (月水金の午後2時30分~午後5時30分)</p> <p>配置先 網野中学校 橋中学校</p> <p>相談員 有識者(小中学校等非常勤講師経験者)</p>	<p>心の教室相談の状況(補助事業及び単費)</p> <p>報酬額 4,000円(日額)</p> <p>回数 概ね週3回、1回当たり3~4時間を基本</p> <p>配置先 間人中学校(町単費) 宇川中学校(心の教室相談員活用調査研究委託事業)</p> <p>相談員 有識者 平成13年度相談者 801人(延べ人数)</p>	<p>心の教室相談の状況(単費)1日8時間</p> <p>報酬額 8,000円(日額)</p> <p>回数 216日</p> <p>配置先 弥栄中学校</p> <p>相談員 有識者(小中学校等非常勤講師経験者)</p>	<p>心の教室相談の状況(補助事業)</p> <p>報酬額 1時間 1,000円</p> <p>回数 1日8時間 平成13年実績 年間51回</p> <p>配置先 高龍中学校</p> <p>相談員 専門家</p>
3 その他	<p>その他 無</p>		<p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> 心のふれあい相談員(補助事業) 報酬額 1時間 1,000円 回数 1日4時間の週3日 (月水金の午前9時30分~午後1時30分) 配置先 網野南小学校 相談員 有識者(小中学校等非常勤講師経験者) <ul style="list-style-type: none"> 教育相談(町単費) 報酬額 1回 3,000円 回数 毎週金曜日の午後 配置先 教育委員会事務局 相談員 教育委員会指導主事 			<p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> 久美浜町教育相談事業 報酬 80,000円(月額) 1相談に1時間、8相談時間 回数 12回 配置先 久美浜町教育委員会 カウンセラー 専門家
根拠条例・要綱・規則等						

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(2)

合併協定項目	19 - 20 学校教育の取扱いについて	整理番号	専門部会名	教育部会
分類	5 教育相談事業		分科会名	学校教育分科会
課 題		調 整 結 果		
<p>1 スクールカウンセラーの配置状況 各町同一の事業を実施している。報酬について金額の差がある。</p> <p>2 心の教室相談 5町で実施している。報酬額の算定に差がある。</p> <p>3 その他</p>		<p>(案) 現行のまま、新市に継承する。 学校現場におけるカウンセリングの重要性からスクールカウンセラーの配置を新市においても実施する。京都府からの派遣によるカウンセラーの配置も受けながらなるべく多数のスクールカウンセラーの配置をして児童生徒のカウンセリングを行う。 心の教室相談についても新市において引き続き実施する。</p>		
		小委員会確認期日	平成 年 月 日	協議会確認期日
			平成 年 月 日	

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(1)

合併協定項目	19-20 学校教育の取扱いについて			整理番号		専門部会名	教育部会
分類	6 児童生徒健康増進事業					分科会名	学校教育分科会
		現 況					
項 目	峰 山 町	大 宮 町	網 野 町	丹 後 町	弥 栄 町	久 美 浜 町	
1 児童生徒健康増進事業	<p>心臓検診 対象：小学校1、4年生・中学校1年生の児童生徒</p> <p>眼科検診 対象：小・中児童生徒・幼稚園児(3年に1回実施)</p> <p>尿検査(年2回) 対象：小中学校全児童生徒、幼稚園児</p> <p>ぎょう虫検査 対象：小学校全児童、幼稚園児</p> <p>血液検査 対象：小学校児童で要精検者、中学校2年生の生徒</p> <p>結核検診 対象：小中学校児童生徒の要精検者</p> <p>モアレ検診 対象：小学校5年生、中学校全生徒</p> <p>耳鼻科検診 対象：全幼稚園児、全小学校児童、中学校1年生</p>	<p>心臓検診 対象：小学校1年生・4年生・中学校1年生の児童生徒及び経過観察者</p> <p>眼科検診 対象：小中学校全児童生徒(耳鼻科検診と隔年で実施)</p> <p>尿検査(年2回) 対象：小中学校全児童生徒</p> <p>ぎょう虫検査 対象：小学校全児童</p> <p>血液検査 対象：小学生は肥満傾向のもの及び必要と認められたもの。中学2年生全員及び経過観察者</p> <p>内科検診 対象：小中学校全児童生徒</p> <p>歯科検診 対象：小中学校全児童生徒 第1小・大宮中 年1回 第2小・第3小 年2回</p> <p>モアレ検診 対象：小学校5年生全員及び経過観察者</p> <p>就学前検診 対象：入学予定者</p>	<p>心臓検診 対象：小学校1年生・中学校1年生の児童生徒及び経過観察者</p> <p>眼科検診 対象：小学校、中学校、幼稚園(耳鼻科検診と隔年で実施)</p> <p>尿検査(年2回) 対象：小学校、中学校、幼稚園(年1回)</p> <p>ぎょう虫検査(年1回) 対象：小学校全児童、幼稚園</p> <p>若年成人病検診 対象：小学校4年生と肥満者 中学校1年生と経過観察者</p> <p>就学児童健康診断 対象者：小学校(謝礼1人1,010円) 入園時健康診断(内科) 対象者：幼稚園(謝礼1人1,010円)</p> <p>歯科検診 対象：小中学校全児童生徒および幼稚園児全員 小中学校年2回、幼稚園年1回</p>	<p>心臓検診 対象：小学校1年生・4年生・中学校1年生の児童生徒及び経過観察者</p> <p>眼科検診 対象：小中学校全児童生徒(耳鼻科検診と隔年で実施)</p> <p>尿検査(年2回) 対象：小中学校全児童生徒</p> <p>ぎょう虫検査 対象：小学校全児童</p> <p>血液検査 対象：小学校5年生、中学校2年生の児童生徒及び経過観察者</p> <p>内科検診 対象：小中学校全児童生徒</p> <p>歯科検診(年2回) 対象：小中学校全児童生徒</p> <p>耳鼻科検診 対象：小学校1、3、5年生、中学校1、3年生</p> <p>就学前検診 対象者：入学予定者</p>	<p>心臓検診 対象：小学校1年生・中学校1年生の児童生徒</p> <p>眼科検診 対象：小学校2、4、6年生、中学2年生</p> <p>尿検査(年2回) 対象：小中学校全児童生徒</p> <p>ぎょう虫検査(年2回) 対象：小学校全児童</p> <p>血液検査 対象：小学校4年生、中学校2年生の児童生徒</p> <p>内科検診 対象：小中学校全児童生徒</p> <p>歯科検診 対象：小中学校全児童生徒</p> <p>モアレ検診 対象：小学校5年生、中学校2年生</p> <p>耳鼻科検診 対象：小学校1、3、5年生、中学校1、3年生</p> <p>就学前検診 対象者：入学予定者</p>	<p>心臓検診 対象：小学校1年生・中学校1年生の児童生徒、要経過観察者及び保健医抽出者</p> <p>眼科検診 対象：小学校2、4、6年生、中学2年生</p> <p>尿検査(年2回) 対象：小中学校全児童生徒</p> <p>ぎょう虫検査(年2回) 対象：小学校全児童</p> <p>血液検査 対象：小学校4年生、中学校2年生の児童生徒及び経過観察者</p> <p>内科検診 対象：小中学校全児童生徒</p> <p>歯科検診(年2回) 対象：小中学校全児童生徒</p> <p>成人病検査 対象：小学校4年生(ローレル指数160以上及び経過観察者) 中学校2年生(ローレル指数160以上及び経過観察者)</p> <p>耳鼻科検診 対象：小学校1、3、5年生、中学校1、3年生</p> <p>就学前検診 対象者：入学予定者</p> <p>結核健康診断 対象：小学校1・2年生 中学校1・2年生</p>	
根拠条例・要綱・規則等	学校保健法施行例 学校保健法施行規則	学校保健法施行例 学校保健法施行規則	学校保健法施行例 学校保健法施行規則	学校保健法施行例 学校保健法施行規則	学校保健法施行例 学校保健法施行規則	学校保健法施行例 学校保健法施行規則	学校保健法施行例 学校保健法施行規則

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(2)

合併協定項目	19 - 20 学校教育の取扱いについて	整理番号		専門部会名	教育部会
分類	6 児童生徒健康増進事業	分科会名		分科会名	学校教育分科会
課 題			調 整 結 果		
<p>1 児童生徒健康増進事業</p> <p>各町、学校保健法施行令に基づき、ほぼ同一の児童生徒健康増進事業を行っている。児童生徒の健康管理と発育状況を十分に把握する必要がある。</p>			<p>(案)</p> <p>一元化に調整の上、新市に移行する。</p> <p>各町における健康診断の実施内容はほぼ同一となっている。同一でない部分の検診については児童生徒の健康管理の観点から学校医、学校歯科医等と相談の上必要な検診を実施する。</p>		
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>学校保健法施行令 (検査の項目)</p> <p>第二条 就学時の健康診断における検査の項目は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 栄養状態 二 脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無 三 視力及び聴力 四 眼の疾病及び異常の有無 五 耳鼻咽喉疾患及び皮膚疾患の有無 六 歯及び口腔の疾病及び異常の有無 七 その他の疾病及び異常の有無 </div>					
小委員会確認期日		平成 年 月 日	協議会確認期日		平成 年 月 日

第9回 住民・福祉・教育小委員会

協議第3号

19-22 社会教育の取扱い(その5)

平成14年12月11日提出

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(1)

合併協定項目	19-22 社会教育の取扱い		整理番号		専門部会名	教育部会																																																																																																															
分類	7 体育施設の取扱いに関すること				分科会名	社会教育分科会																																																																																																															
項目	峰山町		大宮町		網野町		丹後町		弥栄町		久美浜町																																																																																																										
1 体育施設の設置状況	<table border="1"> <tr><td>施設名</td><td>峰山途中ヶ丘公園</td></tr> <tr><td>所在地</td><td>長岡876</td></tr> <tr><td>建設年度</td><td>平成6年</td></tr> <tr><td>施設内容</td><td>グラウンド、グラウンドゴルフコース</td></tr> <tr><td>利用方法</td><td>申請書を財団へ提出</td></tr> <tr><td>使用料</td><td>グラウンド(500円/1H)グラウンドゴルフ(400円/1H) 付属備品毎の料金設定有</td></tr> </table>	施設名	峰山途中ヶ丘公園	所在地	長岡876	建設年度	平成6年	施設内容	グラウンド、グラウンドゴルフコース	利用方法	申請書を財団へ提出	使用料	グラウンド(500円/1H)グラウンドゴルフ(400円/1H) 付属備品毎の料金設定有	<table border="1"> <tr><td>施設名</td><td>大宮町自然運動公園</td></tr> <tr><td>所在地</td><td>善王寺354</td></tr> <tr><td>建設年度</td><td>平成4年</td></tr> <tr><td>施設内容</td><td>グラウンド、テニスコート、キャンプ場</td></tr> <tr><td>利用方法</td><td>申請書を教育委員会へ提出(3ヶ月前より受付)</td></tr> <tr><td>使用料</td><td>別掲</td></tr> </table> <p>グラウンド</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ、レクリエーションに使用する場合：半日1,500円 全日4,000円 ・その他の行事に使用する場合：半日3,500円、全日6,000円(夜間に使用する場合) <p>野球場コート 6,000円(町内) 12,000円(町外)</p> <p>ソフトボール2,500円(町内) 5,000円(町外)</p> <p>その他 10,000円(町内) 20,000円(町外)</p> <p>テニスコート</p> <p>午前8時30分～正午 400円 正午～午後5時 500円 午後5時～午後10時2,000円</p> <p>キャンプ施設</p> <p>全日(1張、1日)1,000円 泊(1張、1日) 2,000円</p>	施設名	大宮町自然運動公園	所在地	善王寺354	建設年度	平成4年	施設内容	グラウンド、テニスコート、キャンプ場	利用方法	申請書を教育委員会へ提出(3ヶ月前より受付)	使用料	別掲	<table border="1"> <tr><td>施設名</td><td>網野町体育センター体育室</td></tr> <tr><td>所在地</td><td>網野418</td></tr> <tr><td>建設年度</td><td>昭和60年</td></tr> <tr><td>施設内容</td><td>アリーナ1,217㎡,バレーボール2面,バスケットボール2面,バスケットボール6面</td></tr> <tr><td>利用方法</td><td>申請書を教育委員会へ提出し許可を受ける</td></tr> <tr><td>使用料</td><td>半日 1,200円 全日 2,400円</td></tr> </table> <p>申請は使用日の属する前月1日から受付する。半面を使用する場合は使用料は2分の1とする。網野町以外の方が使用する場合は上記金額の2倍とする。</p>	施設名	網野町体育センター体育室	所在地	網野418	建設年度	昭和60年	施設内容	アリーナ1,217㎡,バレーボール2面,バスケットボール2面,バスケットボール6面	利用方法	申請書を教育委員会へ提出し許可を受ける	使用料	半日 1,200円 全日 2,400円	<table border="1"> <tr><td>施設名</td><td>豊栄山村広場</td></tr> <tr><td>所在地</td><td>大山8</td></tr> <tr><td>建設年度</td><td>昭和59年</td></tr> <tr><td>施設内容</td><td>グラウンド</td></tr> <tr><td>利用方法</td><td>申請書を教育委員会へ提出し教育長の許可を受ける</td></tr> <tr><td>使用料</td><td>夜間のみ 1,500円</td></tr> </table>	施設名	豊栄山村広場	所在地	大山8	建設年度	昭和59年	施設内容	グラウンド	利用方法	申請書を教育委員会へ提出し教育長の許可を受ける	使用料	夜間のみ 1,500円	<table border="1"> <tr><td>施設名</td><td>丹後町民体育館</td></tr> <tr><td>所在地</td><td>大山8</td></tr> <tr><td>建設年度</td><td>昭和59年</td></tr> <tr><td>施設内容</td><td>体育館</td></tr> <tr><td>利用方法</td><td>申請書を教育委員会へ提出し教育長の許可を受ける</td></tr> <tr><td>使用料</td><td>半日 1,200円 全日 2,100円 夜間 1,500円</td></tr> </table> <p>半日とは、午前8時30分～午前12時、又は午後0時～午後5時</p> <p>全日とは午前8時30分～午前12時を超え午後5時まで</p> <p>夜間とは午後5時～午後10時まで</p>	施設名	丹後町民体育館	所在地	大山8	建設年度	昭和59年	施設内容	体育館	利用方法	申請書を教育委員会へ提出し教育長の許可を受ける	使用料	半日 1,200円 全日 2,100円 夜間 1,500円	<table border="1"> <tr><td>施設名</td><td>社会体育館</td></tr> <tr><td>所在地</td><td>木橋1146</td></tr> <tr><td>建設年度</td><td>昭和58年</td></tr> <tr><td>施設内容</td><td>バレーコート3面</td></tr> <tr><td>利用方法</td><td>町内在住・在勤者のみ貸し出し</td></tr> <tr><td>使用料</td><td>無料</td></tr> </table>	施設名	社会体育館	所在地	木橋1146	建設年度	昭和58年	施設内容	バレーコート3面	利用方法	町内在住・在勤者のみ貸し出し	使用料	無料	<table border="1"> <tr><td>施設名</td><td>町民テニスコート</td></tr> <tr><td>所在地</td><td>木橋1146</td></tr> <tr><td>建設年度</td><td>昭和58年</td></tr> <tr><td>施設内容</td><td>テニスコート2面</td></tr> <tr><td>利用方法</td><td>町内在住・在勤者のみ貸し出し</td></tr> <tr><td>使用料</td><td>無料</td></tr> </table>	施設名	町民テニスコート	所在地	木橋1146	建設年度	昭和58年	施設内容	テニスコート2面	利用方法	町内在住・在勤者のみ貸し出し	使用料	無料	<table border="1"> <tr><td>施設名</td><td>屋根付ゲートボール場</td></tr> <tr><td>所在地</td><td>木橋1146</td></tr> <tr><td>建設年度</td><td>平成4年</td></tr> <tr><td>施設内容</td><td>屋根付2面 屋外1面</td></tr> <tr><td>利用方法</td><td>町内在住・在勤者のみ貸し出し</td></tr> <tr><td>使用料</td><td>無料</td></tr> </table>	施設名	屋根付ゲートボール場	所在地	木橋1146	建設年度	平成4年	施設内容	屋根付2面 屋外1面	利用方法	町内在住・在勤者のみ貸し出し	使用料	無料	<table border="1"> <tr><td>施設名</td><td>久美浜町中央運動公園</td></tr> <tr><td>所在地</td><td>永留</td></tr> <tr><td>建設年度</td><td>平成3年</td></tr> <tr><td>施設内容</td><td>多目的広場、ゲートボール場、テニスコート、芝生広場、遊歩道、屋根付ゲートボール場</td></tr> <tr><td>利用方法</td><td>教育委員会又は公園へ申し込み</td></tr> <tr><td>使用料</td><td><広場> 町内：500円 町外：1,250円 <ゲートボール場> 町内：100円 町外：250円 <テニスコート> 町内：200円 町外：500円</td></tr> </table> <p>屋根付ゲートボール場</p> <p>町内：500円、町外：1,250円</p> <p>テニスコート(夜間)</p> <p>町内：600円、町外：1,500円</p>	施設名	久美浜町中央運動公園	所在地	永留	建設年度	平成3年	施設内容	多目的広場、ゲートボール場、テニスコート、芝生広場、遊歩道、屋根付ゲートボール場	利用方法	教育委員会又は公園へ申し込み	使用料	<広場> 町内：500円 町外：1,250円 <ゲートボール場> 町内：100円 町外：250円 <テニスコート> 町内：200円 町外：500円
施設名	峰山途中ヶ丘公園																																																																																																																				
所在地	長岡876																																																																																																																				
建設年度	平成6年																																																																																																																				
施設内容	グラウンド、グラウンドゴルフコース																																																																																																																				
利用方法	申請書を財団へ提出																																																																																																																				
使用料	グラウンド(500円/1H)グラウンドゴルフ(400円/1H) 付属備品毎の料金設定有																																																																																																																				
施設名	大宮町自然運動公園																																																																																																																				
所在地	善王寺354																																																																																																																				
建設年度	平成4年																																																																																																																				
施設内容	グラウンド、テニスコート、キャンプ場																																																																																																																				
利用方法	申請書を教育委員会へ提出(3ヶ月前より受付)																																																																																																																				
使用料	別掲																																																																																																																				
施設名	網野町体育センター体育室																																																																																																																				
所在地	網野418																																																																																																																				
建設年度	昭和60年																																																																																																																				
施設内容	アリーナ1,217㎡,バレーボール2面,バスケットボール2面,バスケットボール6面																																																																																																																				
利用方法	申請書を教育委員会へ提出し許可を受ける																																																																																																																				
使用料	半日 1,200円 全日 2,400円																																																																																																																				
施設名	豊栄山村広場																																																																																																																				
所在地	大山8																																																																																																																				
建設年度	昭和59年																																																																																																																				
施設内容	グラウンド																																																																																																																				
利用方法	申請書を教育委員会へ提出し教育長の許可を受ける																																																																																																																				
使用料	夜間のみ 1,500円																																																																																																																				
施設名	丹後町民体育館																																																																																																																				
所在地	大山8																																																																																																																				
建設年度	昭和59年																																																																																																																				
施設内容	体育館																																																																																																																				
利用方法	申請書を教育委員会へ提出し教育長の許可を受ける																																																																																																																				
使用料	半日 1,200円 全日 2,100円 夜間 1,500円																																																																																																																				
施設名	社会体育館																																																																																																																				
所在地	木橋1146																																																																																																																				
建設年度	昭和58年																																																																																																																				
施設内容	バレーコート3面																																																																																																																				
利用方法	町内在住・在勤者のみ貸し出し																																																																																																																				
使用料	無料																																																																																																																				
施設名	町民テニスコート																																																																																																																				
所在地	木橋1146																																																																																																																				
建設年度	昭和58年																																																																																																																				
施設内容	テニスコート2面																																																																																																																				
利用方法	町内在住・在勤者のみ貸し出し																																																																																																																				
使用料	無料																																																																																																																				
施設名	屋根付ゲートボール場																																																																																																																				
所在地	木橋1146																																																																																																																				
建設年度	平成4年																																																																																																																				
施設内容	屋根付2面 屋外1面																																																																																																																				
利用方法	町内在住・在勤者のみ貸し出し																																																																																																																				
使用料	無料																																																																																																																				
施設名	久美浜町中央運動公園																																																																																																																				
所在地	永留																																																																																																																				
建設年度	平成3年																																																																																																																				
施設内容	多目的広場、ゲートボール場、テニスコート、芝生広場、遊歩道、屋根付ゲートボール場																																																																																																																				
利用方法	教育委員会又は公園へ申し込み																																																																																																																				
使用料	<広場> 町内：500円 町外：1,250円 <ゲートボール場> 町内：100円 町外：250円 <テニスコート> 町内：200円 町外：500円																																																																																																																				
根拠条例・要綱・規則等	峰山町町民グラウンド設置及び管理に関する条例	大宮町社会体育館の設置及び管理に関する条例	網野町体育センターの設置及び管理に関する条例 網野町体育センターの設置及び管理に関する条例施行規則	丹後町民体育館の設置及び管理に関する条例 丹後町民体育館の設置及び管理に関する条例施行規則	弥栄町社会体育館の設置並びに管理に関する条例	久美浜町社会体育用屋外運動場照明施設の管理に関する規則																																																																																																															

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(2)

合併協定項目	19-22 社会教育の取扱い	整理番号	専門部会名	教育部会																																
分類	7 体育施設の取扱いに関する事		分科会名	社会教育分科会																																
課 題		調 整 結 果																																		
<p>1 体育施設の設置状況 各町の必要性に応じた設置状況になっている。</p> <p>《参考資料》 社会体育施設使用料収入額(平成12年度決算)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>町 名</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>峰 山 町</td> <td>1,949,410円</td> </tr> <tr> <td>大 宮 町</td> <td>762,600円</td> </tr> <tr> <td>網 野 町</td> <td>360,300円</td> </tr> <tr> <td>丹 後 町</td> <td>98,900円</td> </tr> <tr> <td>弥 栄 町</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>久美浜町</td> <td>320,925円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>3,498,135円</td> </tr> </tbody> </table> <p>社会体育施設使用料収入額(平成13年度決算)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>町 名</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>峰 山 町</td> <td>1,817,460円</td> </tr> <tr> <td>大 宮 町</td> <td>498,800円</td> </tr> <tr> <td>網 野 町</td> <td>419,800円</td> </tr> <tr> <td>丹 後 町</td> <td>116,600円</td> </tr> <tr> <td>弥 栄 町</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>久美浜町</td> <td>373,475円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>3,228,135円</td> </tr> </tbody> </table> <p>網野町温泉プール使用料は除く</p>		町 名	金 額	峰 山 町	1,949,410円	大 宮 町	762,600円	網 野 町	360,300円	丹 後 町	98,900円	弥 栄 町	6,000円	久美浜町	320,925円	合 計	3,498,135円	町 名	金 額	峰 山 町	1,817,460円	大 宮 町	498,800円	網 野 町	419,800円	丹 後 町	116,600円	弥 栄 町	2,000円	久美浜町	373,475円	合 計	3,228,135円	<p>(案) 新市に移行後、調整する。 全て新市に引き継ぎ、施設の使用料については施設の規模等を勘案して設定する。なお、施設管理については、財団等への委託の方法も含めて検討する。</p>		
町 名	金 額																																			
峰 山 町	1,949,410円																																			
大 宮 町	762,600円																																			
網 野 町	360,300円																																			
丹 後 町	98,900円																																			
弥 栄 町	6,000円																																			
久美浜町	320,925円																																			
合 計	3,498,135円																																			
町 名	金 額																																			
峰 山 町	1,817,460円																																			
大 宮 町	498,800円																																			
網 野 町	419,800円																																			
丹 後 町	116,600円																																			
弥 栄 町	2,000円																																			
久美浜町	373,475円																																			
合 計	3,228,135円																																			
		小委員会確認期日	平成 年 月 日	協議会確認期日	平成 年 月 日																															

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(1)

合併協定項目	19-22 社会教育の取扱い			整理番号		専門部会名	教育部会																																																																																			
分類	7 体育施設の取扱いに関すること			分科会名	社会教育分科会																																																																																					
項目	現			況																																																																																						
	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町																																																																																				
1 体育施設の設置状況	<table border="1"> <tr> <td>施設名</td> <td>峰山総合公園 (テニスコート)</td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td>荒山248</td> </tr> <tr> <td>建設年度</td> <td>平成8年</td> </tr> <tr> <td>施設内容</td> <td>人工芝コート 6面</td> </tr> <tr> <td>利用方法</td> <td>申請書を財団 へ提出</td> </tr> <tr> <td>使用料</td> <td>300円/1H 夜間照明 500 円/1H</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>施設名</td> <td>峰山総合公園 (サブグラウンド)</td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td>荒山248</td> </tr> <tr> <td>建設年度</td> <td>平成13年</td> </tr> <tr> <td>施設内容</td> <td>峰山球場サブ グラウンド(真 砂土にて整地) 面積 4,650㎡ レフト 60m センター75m ライト 65m</td> </tr> <tr> <td>利用方法</td> <td>申請書を財団 へ提出</td> </tr> <tr> <td>使用料</td> <td>400円/1H</td> </tr> </table>	施設名	峰山総合公園 (テニスコート)	所在地	荒山248	建設年度	平成8年	施設内容	人工芝コート 6面	利用方法	申請書を財団 へ提出	使用料	300円/1H 夜間照明 500 円/1H	施設名	峰山総合公園 (サブグラウンド)	所在地	荒山248	建設年度	平成13年	施設内容	峰山球場サブ グラウンド(真 砂土にて整地) 面積 4,650㎡ レフト 60m センター75m ライト 65m	利用方法	申請書を財団 へ提出	使用料	400円/1H	<table border="1"> <tr> <td>施設名</td> <td>大宮町社会体 育館</td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td>口大野208-1</td> </tr> <tr> <td>建設年度</td> <td>平成7年</td> </tr> <tr> <td>施設内容</td> <td>体育館、会議室</td> </tr> <tr> <td>利用方法</td> <td>申請書を教育 委員会へ提出 (3ヶ月前よ り受付)</td> </tr> <tr> <td>使用料</td> <td>午前の部 3,000円 午後の部 3,000円 全日 6,000円 夜間 4,000円</td> </tr> </table> <p>大宮町以外の方が使用する 場合は2倍の金額。</p>	施設名	大宮町社会体 育館	所在地	口大野208-1	建設年度	平成7年	施設内容	体育館、会議室	利用方法	申請書を教育 委員会へ提出 (3ヶ月前よ り受付)	使用料	午前の部 3,000円 午後の部 3,000円 全日 6,000円 夜間 4,000円	<table border="1"> <tr> <td>施設名</td> <td>網野町体育セ ンター武道館</td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td>網野418</td> </tr> <tr> <td>建設年度</td> <td>昭和59年</td> </tr> <tr> <td>施設内容</td> <td>柔道場1面(9 8畳・315 ㎡)、剣道場1 面(320㎡)</td> </tr> <tr> <td>利用方法</td> <td>申請書を教育 委員会へ提出 し許可を受け る</td> </tr> <tr> <td>使用料</td> <td>柔道室、剣道室 共 半日:400円 全日:800円</td> </tr> </table> <p>網野町以外の方が使用する 場合は2倍の金額とする。</p>	施設名	網野町体育セ ンター武道館	所在地	網野418	建設年度	昭和59年	施設内容	柔道場1面(9 8畳・315 ㎡)、剣道場1 面(320㎡)	利用方法	申請書を教育 委員会へ提出 し許可を受け る	使用料	柔道室、剣道室 共 半日:400円 全日:800円	<p>夜間使用は基本的に体育協会 関係団体のみ。 町外者、団体の使用は受け入れ ていないし 町内宿泊業者に宿泊し、同業者 から使用申し込みがあった場合 はこの限りでない。</p>	<table border="1"> <tr> <td>施設名</td> <td>運動公園グラ ウンド(照明 付)</td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td>木橋1146</td> </tr> <tr> <td>建設年度</td> <td>平成6年</td> </tr> <tr> <td>施設内容</td> <td>サッカーコー ト1面</td> </tr> <tr> <td>利用方法</td> <td>町内在住・在勤 者のみ貸し出 し</td> </tr> <tr> <td>使用料</td> <td>無料</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>施設名</td> <td>弥栄町柔剣道 場</td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td>溝谷3328</td> </tr> <tr> <td>建設年度</td> <td>昭和63年</td> </tr> <tr> <td>施設内容</td> <td>柔道場、剣道場 各1</td> </tr> <tr> <td>利用方法</td> <td>町内在住・在勤 者のみ貸し出 し</td> </tr> <tr> <td>使用料</td> <td>無料</td> </tr> </table>	施設名	運動公園グラ ウンド(照明 付)	所在地	木橋1146	建設年度	平成6年	施設内容	サッカーコー ト1面	利用方法	町内在住・在勤 者のみ貸し出 し	使用料	無料	施設名	弥栄町柔剣道 場	所在地	溝谷3328	建設年度	昭和63年	施設内容	柔道場、剣道場 各1	利用方法	町内在住・在勤 者のみ貸し出 し	使用料	無料	<table border="1"> <tr> <td>施設名</td> <td>旧佐濃南小学 校グラウンド</td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td>佐野713</td> </tr> <tr> <td>建設年度</td> <td>不明</td> </tr> <tr> <td>施設内容</td> <td>多目的広場</td> </tr> <tr> <td>利用方法</td> <td>教育委員会へ 申し込み</td> </tr> <tr> <td>使用料</td> <td>無料</td> </tr> </table>	施設名	旧佐濃南小学 校グラウンド	所在地	佐野713	建設年度	不明	施設内容	多目的広場	利用方法	教育委員会へ 申し込み	使用料	無料
施設名	峰山総合公園 (テニスコート)																																																																																									
所在地	荒山248																																																																																									
建設年度	平成8年																																																																																									
施設内容	人工芝コート 6面																																																																																									
利用方法	申請書を財団 へ提出																																																																																									
使用料	300円/1H 夜間照明 500 円/1H																																																																																									
施設名	峰山総合公園 (サブグラウンド)																																																																																									
所在地	荒山248																																																																																									
建設年度	平成13年																																																																																									
施設内容	峰山球場サブ グラウンド(真 砂土にて整地) 面積 4,650㎡ レフト 60m センター75m ライト 65m																																																																																									
利用方法	申請書を財団 へ提出																																																																																									
使用料	400円/1H																																																																																									
施設名	大宮町社会体 育館																																																																																									
所在地	口大野208-1																																																																																									
建設年度	平成7年																																																																																									
施設内容	体育館、会議室																																																																																									
利用方法	申請書を教育 委員会へ提出 (3ヶ月前よ り受付)																																																																																									
使用料	午前の部 3,000円 午後の部 3,000円 全日 6,000円 夜間 4,000円																																																																																									
施設名	網野町体育セ ンター武道館																																																																																									
所在地	網野418																																																																																									
建設年度	昭和59年																																																																																									
施設内容	柔道場1面(9 8畳・315 ㎡)、剣道場1 面(320㎡)																																																																																									
利用方法	申請書を教育 委員会へ提出 し許可を受け る																																																																																									
使用料	柔道室、剣道室 共 半日:400円 全日:800円																																																																																									
施設名	運動公園グラ ウンド(照明 付)																																																																																									
所在地	木橋1146																																																																																									
建設年度	平成6年																																																																																									
施設内容	サッカーコー ト1面																																																																																									
利用方法	町内在住・在勤 者のみ貸し出 し																																																																																									
使用料	無料																																																																																									
施設名	弥栄町柔剣道 場																																																																																									
所在地	溝谷3328																																																																																									
建設年度	昭和63年																																																																																									
施設内容	柔道場、剣道場 各1																																																																																									
利用方法	町内在住・在勤 者のみ貸し出 し																																																																																									
使用料	無料																																																																																									
施設名	旧佐濃南小学 校グラウンド																																																																																									
所在地	佐野713																																																																																									
建設年度	不明																																																																																									
施設内容	多目的広場																																																																																									
利用方法	教育委員会へ 申し込み																																																																																									
使用料	無料																																																																																									
根拠条例・要綱・規則等	峰山町町民グラウンド設置及び 管理に関する条例	大宮町社会体育館の設置及び管 理に関する条例	網野町体育センターの設置及び 管理に関する条例 網野町体育センターの設置及び 管理に関する条例施行規則	丹後町民体育館の設置及び管理 に関する条例 丹後町民体育館の設置及び管理 に関する条例施行規則	弥栄町社会体育館の設置並びに 管理に関する条例	久美浜町社会体育用屋外運動場 照明施設の管理に関する規則																																																																																				

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(2)

合併協定項目	19 - 22 社会教育の取扱い	整理番号		専門部会名	教育部会
分類	7 体育施設の取扱いに関する事	分科会名		社会教育分科会	
課 題			調 整 結 果		
小委員会確認期日		平成 年 月 日		協議会確認期日	

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(1)

合併協定項目	19-22 社会教育の取扱い		整理番号		専門部会名	教育部会																																																												
分類	7 体育施設の取扱いに関すること		分科会名	社会教育分科会																																																														
項目	現			況																																																														
	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町																																																												
1 体育施設の設置状況	<table border="1"> <tr><td>施設名</td><td>峰山町町民紅葉ヶ丘運動場</td></tr> <tr><td>所在地</td><td>室1198</td></tr> <tr><td>建設年度</td><td></td></tr> <tr><td>施設内容</td><td>テニスコート2面</td></tr> <tr><td>利用方法</td><td>申請書を教育委員会へ提出</td></tr> <tr><td>使用料</td><td>夜間照明 250円/1H</td></tr> </table> <table border="1"> <tr><td>施設名</td><td>峰山町町民吉原グラウンド</td></tr> <tr><td>所在地</td><td>安164</td></tr> <tr><td>建設年度</td><td></td></tr> <tr><td>施設内容</td><td>ゲートボール場3面、多目的グラウンド</td></tr> <tr><td>利用方法</td><td>申請書を教育委員会へ提出</td></tr> <tr><td>使用料</td><td>原則無料</td></tr> </table>	施設名	峰山町町民紅葉ヶ丘運動場	所在地	室1198	建設年度		施設内容	テニスコート2面	利用方法	申請書を教育委員会へ提出	使用料	夜間照明 250円/1H	施設名	峰山町町民吉原グラウンド	所在地	安164	建設年度		施設内容	ゲートボール場3面、多目的グラウンド	利用方法	申請書を教育委員会へ提出	使用料	原則無料	<table border="1"> <tr><td>施設名</td><td>大宮町町民テニスコート</td></tr> <tr><td>所在地</td><td>周枳2253</td></tr> <tr><td>建設年度</td><td>昭和58年</td></tr> <tr><td>施設内容</td><td>テニスコート</td></tr> <tr><td>利用方法</td><td>申請書を教育委員会へ提出(3ヶ月前より受付)</td></tr> <tr><td>使用料(1コートにつき)</td><td>午前8時30分~正午は400円、正午~午後5時は500円、午後5時~午後10時は2,000円</td></tr> </table>	施設名	大宮町町民テニスコート	所在地	周枳2253	建設年度	昭和58年	施設内容	テニスコート	利用方法	申請書を教育委員会へ提出(3ヶ月前より受付)	使用料(1コートにつき)	午前8時30分~正午は400円、正午~午後5時は500円、午後5時~午後10時は2,000円	<table border="1"> <tr><td>施設名</td><td>網野町体育センターテニスコート</td></tr> <tr><td>所在地</td><td>網野418</td></tr> <tr><td>建設年度</td><td>昭和61年</td></tr> <tr><td>施設内容</td><td>テニスコート4面(約2,700㎡)</td></tr> <tr><td>利用方法</td><td>申請書を教育委員会へ提出し許可を受ける</td></tr> <tr><td>使用料(コート1面当たり)</td><td>昼間半日200円、昼間全日400円、夜間500円</td></tr> </table> <p>網野町以外の方が使用する場合は2倍の金額とする。</p>	施設名	網野町体育センターテニスコート	所在地	網野418	建設年度	昭和61年	施設内容	テニスコート4面(約2,700㎡)	利用方法	申請書を教育委員会へ提出し許可を受ける	使用料(コート1面当たり)	昼間半日200円、昼間全日400円、夜間500円	<table border="1"> <tr><td>施設名</td><td>丹後町海水プール</td></tr> <tr><td>所在地</td><td>間人2643</td></tr> <tr><td>建設年度</td><td>平成11年</td></tr> <tr><td>施設内容</td><td>25m×5コース(一般用4コース、幼児用1コース)</td></tr> <tr><td>利用方法</td><td>申請書を教育委員会へ提出し許可を受ける</td></tr> <tr><td>使用料</td><td>無料</td></tr> </table>	施設名	丹後町海水プール	所在地	間人2643	建設年度	平成11年	施設内容	25m×5コース(一般用4コース、幼児用1コース)	利用方法	申請書を教育委員会へ提出し許可を受ける	使用料	無料		
施設名	峰山町町民紅葉ヶ丘運動場																																																																	
所在地	室1198																																																																	
建設年度																																																																		
施設内容	テニスコート2面																																																																	
利用方法	申請書を教育委員会へ提出																																																																	
使用料	夜間照明 250円/1H																																																																	
施設名	峰山町町民吉原グラウンド																																																																	
所在地	安164																																																																	
建設年度																																																																		
施設内容	ゲートボール場3面、多目的グラウンド																																																																	
利用方法	申請書を教育委員会へ提出																																																																	
使用料	原則無料																																																																	
施設名	大宮町町民テニスコート																																																																	
所在地	周枳2253																																																																	
建設年度	昭和58年																																																																	
施設内容	テニスコート																																																																	
利用方法	申請書を教育委員会へ提出(3ヶ月前より受付)																																																																	
使用料(1コートにつき)	午前8時30分~正午は400円、正午~午後5時は500円、午後5時~午後10時は2,000円																																																																	
施設名	網野町体育センターテニスコート																																																																	
所在地	網野418																																																																	
建設年度	昭和61年																																																																	
施設内容	テニスコート4面(約2,700㎡)																																																																	
利用方法	申請書を教育委員会へ提出し許可を受ける																																																																	
使用料(コート1面当たり)	昼間半日200円、昼間全日400円、夜間500円																																																																	
施設名	丹後町海水プール																																																																	
所在地	間人2643																																																																	
建設年度	平成11年																																																																	
施設内容	25m×5コース(一般用4コース、幼児用1コース)																																																																	
利用方法	申請書を教育委員会へ提出し許可を受ける																																																																	
使用料	無料																																																																	
根拠条例・要綱・規則等	峰山町町民紅葉ヶ丘運動場の管理運営に関する規則 峰山町町民吉原グラウンドの管理運営に関する規則	大宮町町民テニスコート条例 大宮町町民テニスコート条例施行規則	網野町体育センターの設置及び管理に関する条例 網野町体育センターの設置及び管理に関する条例施行規則	丹後町海水プールの設置及び管理に関する条例																																																														

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書（ 2 ）

合併協定項目	19 - 22 社会教育の取扱い	整理番号		専門部会名	教育部会
分類	7 体育施設の取扱いに関する事	分科会名		社会教育分科会	
課 題			調 整 結 果		
小委員会確認期日		平成 年 月 日		協議会確認期日	

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(1)

合併協定項目	19 - 22 社会教育の取扱い		整理番号		専門部会名	教育部会																								
分類	7 体育施設の取扱いに関すること				分科会名	社会教育分科会																								
	現			況																										
項目	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町																								
1 体育施設の設置状況	<table border="1"> <tr> <td>施設名</td> <td>峰山町民錬成道場</td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td>室1198</td> </tr> <tr> <td>建設年度</td> <td>昭和4年</td> </tr> <tr> <td>施設内容</td> <td>柔道、剣道、空手、卓球</td> </tr> <tr> <td>利用方法</td> <td>申請書を教育委員会へ提出</td> </tr> <tr> <td>使用料</td> <td>原則無料</td> </tr> </table>	施設名	峰山町民錬成道場	所在地	室1198	建設年度	昭和4年	施設内容	柔道、剣道、空手、卓球	利用方法	申請書を教育委員会へ提出	使用料	原則無料		<table border="1"> <tr> <td>施設名</td> <td>網野町民グラウンド</td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td>浅茂川43</td> </tr> <tr> <td>建設年度</td> <td>昭和62年</td> </tr> <tr> <td>施設内容</td> <td>グラウンド(17,900㎡) 野球コート1面、ソフトボールコート1面、ゲートボールコート8面</td> </tr> <tr> <td>利用方法</td> <td>申請書を教育委員会へ提出し許可を受ける</td> </tr> <tr> <td>使用料</td> <td>無料</td> </tr> </table>	施設名	網野町民グラウンド	所在地	浅茂川43	建設年度	昭和62年	施設内容	グラウンド(17,900㎡) 野球コート1面、ソフトボールコート1面、ゲートボールコート8面	利用方法	申請書を教育委員会へ提出し許可を受ける	使用料	無料			
施設名	峰山町民錬成道場																													
所在地	室1198																													
建設年度	昭和4年																													
施設内容	柔道、剣道、空手、卓球																													
利用方法	申請書を教育委員会へ提出																													
使用料	原則無料																													
施設名	網野町民グラウンド																													
所在地	浅茂川43																													
建設年度	昭和62年																													
施設内容	グラウンド(17,900㎡) 野球コート1面、ソフトボールコート1面、ゲートボールコート8面																													
利用方法	申請書を教育委員会へ提出し許可を受ける																													
使用料	無料																													
根拠条例・要綱・規則等	峰山町民錬成道場の管理運営に関する規則																													

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書（ 2 ）

合併協定項目	19 - 22 社会教育の取扱い	整理番号		専門部会名	教育部会
分類	7 体育施設の取扱いに関する事	分科会名		社会教育分科会	
課 題			調 整 結 果		
小委員会確認期日		平成 年 月 日		協議会確認期日	

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(1)

合併協定項目	19-22 社会教育の取扱い			整理番号		専門部会名	教育部会												
分類	7 体育施設の取扱いに関すること					分科会名	社会教育分科会												
	現			況															
項 目	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町													
1 体育施設の設置状況			<table border="1"> <tr> <td>施設名</td> <td>網野勤労者体育センター(網野屋内温泉プール)</td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td>浅茂川1247</td> </tr> <tr> <td>建設年度</td> <td>昭和55年</td> </tr> <tr> <td>施設内容</td> <td>25m x 7コース(日本水泳連盟公認)</td> </tr> <tr> <td>利用方法</td> <td></td> </tr> <tr> <td>使用料</td> <td>個人被保険者等300円、その他400円、中学生以下200円</td> </tr> </table> <p>・30人以上の団体 被保険者等 200円 その他 300円 中学生以下 150円 ・個人回数券 被保険者等 3,000円 その他 4,000円 中学生以下 2,000円 被保険者とは、中小企業に雇用される雇用保険の被保険者である勤労者及びその家族をいう。</p>	施設名	網野勤労者体育センター(網野屋内温泉プール)	所在地	浅茂川1247	建設年度	昭和55年	施設内容	25m x 7コース(日本水泳連盟公認)	利用方法		使用料	個人被保険者等300円、その他400円、中学生以下200円				
施設名	網野勤労者体育センター(網野屋内温泉プール)																		
所在地	浅茂川1247																		
建設年度	昭和55年																		
施設内容	25m x 7コース(日本水泳連盟公認)																		
利用方法																			
使用料	個人被保険者等300円、その他400円、中学生以下200円																		
根拠条例・要綱・規則等			網野町勤労者体育センターの設置及び管理に関する条例 網野町勤労者体育センターの設置及び管理に関する条例施行規則																

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(2)

合併協定項目	19 - 22 社会教育の取扱い	整理番号		専門部会名	教育部会
分類	7 体育施設の取扱いに関する事	分科会名		社会教育分科会	
課 題			調 整 結 果		
小委員会確認期日		平成 年 月 日		協議会確認期日	

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(1)

合併協定項目	19-22 社会教育の取扱い	整理番号	専門部会名	教育部会																																																																																																																																										
分類	7 体育施設の取扱いに関すること		分科会名	社会教育分科会																																																																																																																																										
現 況																																																																																																																																														
項 目	峰 山 町	大 宮 町	網 野 町	丹 後 町	弥 栄 町	久 美 浜 町																																																																																																																																								
2 学校施設の開放	<table border="1"> <tr><td colspan="2">峰山中学校(体育館)</td></tr> <tr><td>休業日</td><td></td></tr> <tr><td>開放時間</td><td>9時~22時 平日 17時~22時</td></tr> <tr><td>使用料</td><td>昼間 600円 夜間 1,000円 夜間 800円</td></tr> <tr><td>利用方法</td><td>申請書を教育委員会へ提出</td></tr> <tr><td colspan="2">峰山中学校(グラウンド)</td></tr> <tr><td>休業日</td><td></td></tr> <tr><td>開放時間</td><td>9時~日没 平日 5時~日没時</td></tr> <tr><td>使用料</td><td>無料</td></tr> <tr><td>利用方法</td><td>申請書を教育委員会へ提出</td></tr> </table>	峰山中学校(体育館)		休業日		開放時間	9時~22時 平日 17時~22時	使用料	昼間 600円 夜間 1,000円 夜間 800円	利用方法	申請書を教育委員会へ提出	峰山中学校(グラウンド)		休業日		開放時間	9時~日没 平日 5時~日没時	使用料	無料	利用方法	申請書を教育委員会へ提出	<table border="1"> <tr><td>学校名</td><td>大宮中学校 大宮第一小学校 大宮第二小学校 大宮第三小学校</td></tr> <tr><td colspan="2">・校庭</td></tr> <tr><td>開放時間</td><td>午後8時30分 ~午後10時</td></tr> <tr><td>使用料</td><td>照明施設 2,500円</td></tr> <tr><td>利用方法</td><td>申請書を教育委員会へ提出(3ヶ月前より受付)</td></tr> <tr><td colspan="2">・体育館</td></tr> <tr><td>開放時間</td><td>午前8時30分 ~午後10時</td></tr> <tr><td>使用料</td><td>半日 800円 全日 1,200円 夜間 800円</td></tr> <tr><td>電灯料</td><td>半日 600円 全日 1,200円 夜間 800円</td></tr> <tr><td>利用方法</td><td>申請書を教育委員会へ提出(3ヶ月前より受付)</td></tr> </table>	学校名	大宮中学校 大宮第一小学校 大宮第二小学校 大宮第三小学校	・校庭		開放時間	午後8時30分 ~午後10時	使用料	照明施設 2,500円	利用方法	申請書を教育委員会へ提出(3ヶ月前より受付)	・体育館		開放時間	午前8時30分 ~午後10時	使用料	半日 800円 全日 1,200円 夜間 800円	電灯料	半日 600円 全日 1,200円 夜間 800円	利用方法	申請書を教育委員会へ提出(3ヶ月前より受付)	<table border="1"> <tr><td colspan="2">網野南小学校(屋内大運動場)</td></tr> <tr><td>開放時間</td><td>午前8時~午後10時</td></tr> <tr><td>使用料</td><td>1,000円</td></tr> <tr><td>利用方法</td><td>申請書を学校へ提出し、許可を受ける</td></tr> <tr><td colspan="2">網野南小学校(屋内小運動場)</td></tr> <tr><td>開放時間</td><td>午前8時~午後10時</td></tr> <tr><td>使用料</td><td>400円</td></tr> <tr><td>利用方法</td><td>申請書を学校へ提出し、許可を受ける</td></tr> <tr><td colspan="2">網野南小学校(夜間照明施設)</td></tr> <tr><td>開放時間</td><td>午後7時~午後10時</td></tr> <tr><td>使用料</td><td>1,500円</td></tr> <tr><td>利用方法</td><td>申請書を学校へ提出し、許可を受ける</td></tr> <tr><td colspan="2">網野北小学校(屋内大運動場)</td></tr> <tr><td>開放時間</td><td>午前8時~午後10時</td></tr> <tr><td>使用料</td><td>1,000円</td></tr> <tr><td>利用方法</td><td>申請書を学校へ提出し、許可を受ける</td></tr> </table>	網野南小学校(屋内大運動場)		開放時間	午前8時~午後10時	使用料	1,000円	利用方法	申請書を学校へ提出し、許可を受ける	網野南小学校(屋内小運動場)		開放時間	午前8時~午後10時	使用料	400円	利用方法	申請書を学校へ提出し、許可を受ける	網野南小学校(夜間照明施設)		開放時間	午後7時~午後10時	使用料	1,500円	利用方法	申請書を学校へ提出し、許可を受ける	網野北小学校(屋内大運動場)		開放時間	午前8時~午後10時	使用料	1,000円	利用方法	申請書を学校へ提出し、許可を受ける	<table border="1"> <tr><td>学校名</td><td>間人小学校 豊栄小学校 竹野小学校 宇川小学校 間人中学校 宇川中学校</td></tr> <tr><td colspan="2">グラウンド、体育館</td></tr> <tr><td>開放時間</td><td>午後8時30分 ~午後10時 (ただし、学校教育に支障をきたす時間帯、曜日については使用不可)</td></tr> <tr><td>使用料</td><td>照明施設 1,500円 屋内運動場 半日 800円 全日 1,200円 夜間 800円</td></tr> <tr><td>利用方法</td><td>申請書を学校へ提出し、学校長の承認を得る 半日とは、午前8時30分~午前12時、又は午後0時~午後5時 全日とは、午前8時30分~午前12時を声午後5時まで 夜間とは、午後5時~午後10時まで</td></tr> </table>	学校名	間人小学校 豊栄小学校 竹野小学校 宇川小学校 間人中学校 宇川中学校	グラウンド、体育館		開放時間	午後8時30分 ~午後10時 (ただし、学校教育に支障をきたす時間帯、曜日については使用不可)	使用料	照明施設 1,500円 屋内運動場 半日 800円 全日 1,200円 夜間 800円	利用方法	申請書を学校へ提出し、学校長の承認を得る 半日とは、午前8時30分~午前12時、又は午後0時~午後5時 全日とは、午前8時30分~午前12時を声午後5時まで 夜間とは、午後5時~午後10時まで	<table border="1"> <tr><td>学校名</td><td>吉野小学校 溝谷小学校 黒部小学校 鳥取小学校 野間小学校 弥栄中学校</td></tr> <tr><td colspan="2">グラウンド(照明施設含む)</td></tr> <tr><td>開放時間</td><td>日曜、祝日、長期休業日:午前9時~午後5時 以外:午後5時~午後7時</td></tr> <tr><td colspan="2">体育館</td></tr> <tr><td>開放時間</td><td>日曜、祝日、長期休業日:午前9時~午後10時 以外:午後5時~午後10時</td></tr> <tr><td>使用料</td><td>無料</td></tr> <tr><td>利用方法</td><td>学校に利用申請し、教育委員会が承認する。鍵の貸し出しは学校で行う。</td></tr> </table>	学校名	吉野小学校 溝谷小学校 黒部小学校 鳥取小学校 野間小学校 弥栄中学校	グラウンド(照明施設含む)		開放時間	日曜、祝日、長期休業日:午前9時~午後5時 以外:午後5時~午後7時	体育館		開放時間	日曜、祝日、長期休業日:午前9時~午後10時 以外:午後5時~午後10時	使用料	無料	利用方法	学校に利用申請し、教育委員会が承認する。鍵の貸し出しは学校で行う。	<table border="1"> <tr><td colspan="2">久美浜小学校(体育館)</td></tr> <tr><td>休業日</td><td></td></tr> <tr><td>開放時間</td><td>9時~22時 平日 18時~22時</td></tr> <tr><td>使用料</td><td>1回1,000円 登録団体は300円</td></tr> <tr><td>利用方法</td><td>学校へ申し込み</td></tr> <tr><td colspan="2">久美浜小学校(グラウンド)</td></tr> <tr><td>休業日</td><td></td></tr> <tr><td>開放時間</td><td>9時~18時</td></tr> <tr><td>使用料</td><td>無料</td></tr> <tr><td>利用方法</td><td>学校へ申し込み</td></tr> <tr><td colspan="2">川上小学校(体育館)</td></tr> <tr><td>休業日</td><td></td></tr> <tr><td>開放時間</td><td>9時~22時 平日 18時~22時</td></tr> <tr><td>使用料</td><td>1回1,000円 登録団体は300円</td></tr> <tr><td>利用方法</td><td>学校へ申し込み</td></tr> <tr><td colspan="2">川上小学校(グラウンド)</td></tr> <tr><td>休業日</td><td></td></tr> <tr><td>開放時間</td><td>9時~18時</td></tr> <tr><td>使用料</td><td>無料</td></tr> <tr><td>利用方法</td><td>学校へ申し込み</td></tr> </table>	久美浜小学校(体育館)		休業日		開放時間	9時~22時 平日 18時~22時	使用料	1回1,000円 登録団体は300円	利用方法	学校へ申し込み	久美浜小学校(グラウンド)		休業日		開放時間	9時~18時	使用料	無料	利用方法	学校へ申し込み	川上小学校(体育館)		休業日		開放時間	9時~22時 平日 18時~22時	使用料	1回1,000円 登録団体は300円	利用方法	学校へ申し込み	川上小学校(グラウンド)		休業日		開放時間	9時~18時	使用料	無料	利用方法	学校へ申し込み
峰山中学校(体育館)																																																																																																																																														
休業日																																																																																																																																														
開放時間	9時~22時 平日 17時~22時																																																																																																																																													
使用料	昼間 600円 夜間 1,000円 夜間 800円																																																																																																																																													
利用方法	申請書を教育委員会へ提出																																																																																																																																													
峰山中学校(グラウンド)																																																																																																																																														
休業日																																																																																																																																														
開放時間	9時~日没 平日 5時~日没時																																																																																																																																													
使用料	無料																																																																																																																																													
利用方法	申請書を教育委員会へ提出																																																																																																																																													
学校名	大宮中学校 大宮第一小学校 大宮第二小学校 大宮第三小学校																																																																																																																																													
・校庭																																																																																																																																														
開放時間	午後8時30分 ~午後10時																																																																																																																																													
使用料	照明施設 2,500円																																																																																																																																													
利用方法	申請書を教育委員会へ提出(3ヶ月前より受付)																																																																																																																																													
・体育館																																																																																																																																														
開放時間	午前8時30分 ~午後10時																																																																																																																																													
使用料	半日 800円 全日 1,200円 夜間 800円																																																																																																																																													
電灯料	半日 600円 全日 1,200円 夜間 800円																																																																																																																																													
利用方法	申請書を教育委員会へ提出(3ヶ月前より受付)																																																																																																																																													
網野南小学校(屋内大運動場)																																																																																																																																														
開放時間	午前8時~午後10時																																																																																																																																													
使用料	1,000円																																																																																																																																													
利用方法	申請書を学校へ提出し、許可を受ける																																																																																																																																													
網野南小学校(屋内小運動場)																																																																																																																																														
開放時間	午前8時~午後10時																																																																																																																																													
使用料	400円																																																																																																																																													
利用方法	申請書を学校へ提出し、許可を受ける																																																																																																																																													
網野南小学校(夜間照明施設)																																																																																																																																														
開放時間	午後7時~午後10時																																																																																																																																													
使用料	1,500円																																																																																																																																													
利用方法	申請書を学校へ提出し、許可を受ける																																																																																																																																													
網野北小学校(屋内大運動場)																																																																																																																																														
開放時間	午前8時~午後10時																																																																																																																																													
使用料	1,000円																																																																																																																																													
利用方法	申請書を学校へ提出し、許可を受ける																																																																																																																																													
学校名	間人小学校 豊栄小学校 竹野小学校 宇川小学校 間人中学校 宇川中学校																																																																																																																																													
グラウンド、体育館																																																																																																																																														
開放時間	午後8時30分 ~午後10時 (ただし、学校教育に支障をきたす時間帯、曜日については使用不可)																																																																																																																																													
使用料	照明施設 1,500円 屋内運動場 半日 800円 全日 1,200円 夜間 800円																																																																																																																																													
利用方法	申請書を学校へ提出し、学校長の承認を得る 半日とは、午前8時30分~午前12時、又は午後0時~午後5時 全日とは、午前8時30分~午前12時を声午後5時まで 夜間とは、午後5時~午後10時まで																																																																																																																																													
学校名	吉野小学校 溝谷小学校 黒部小学校 鳥取小学校 野間小学校 弥栄中学校																																																																																																																																													
グラウンド(照明施設含む)																																																																																																																																														
開放時間	日曜、祝日、長期休業日:午前9時~午後5時 以外:午後5時~午後7時																																																																																																																																													
体育館																																																																																																																																														
開放時間	日曜、祝日、長期休業日:午前9時~午後10時 以外:午後5時~午後10時																																																																																																																																													
使用料	無料																																																																																																																																													
利用方法	学校に利用申請し、教育委員会が承認する。鍵の貸し出しは学校で行う。																																																																																																																																													
久美浜小学校(体育館)																																																																																																																																														
休業日																																																																																																																																														
開放時間	9時~22時 平日 18時~22時																																																																																																																																													
使用料	1回1,000円 登録団体は300円																																																																																																																																													
利用方法	学校へ申し込み																																																																																																																																													
久美浜小学校(グラウンド)																																																																																																																																														
休業日																																																																																																																																														
開放時間	9時~18時																																																																																																																																													
使用料	無料																																																																																																																																													
利用方法	学校へ申し込み																																																																																																																																													
川上小学校(体育館)																																																																																																																																														
休業日																																																																																																																																														
開放時間	9時~22時 平日 18時~22時																																																																																																																																													
使用料	1回1,000円 登録団体は300円																																																																																																																																													
利用方法	学校へ申し込み																																																																																																																																													
川上小学校(グラウンド)																																																																																																																																														
休業日																																																																																																																																														
開放時間	9時~18時																																																																																																																																													
使用料	無料																																																																																																																																													
利用方法	学校へ申し込み																																																																																																																																													
根拠条例・要綱・規則等	峰山町立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則 峰山町率屋外運動場夜間照明施設の管理運営に関する規則	大宮町立学校施設の社会教育等使用に関する条例 大宮町立学校施設の社会教育等使用に関する条例施行規則	網野町立学校使用並びに使用料徴収条例 網野町立学校使用並びに使用料徴収規則	丹後町立学校施設使用規則 丹後町立学校施設の社会教育等使用に関する条例	弥栄町立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則	久美浜町立学校使用に関する規則 久美浜町立学校及び中学校の施設の開放に関する規則、要綱																																																																																																																																								

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書（ 2 ）

合併協定項目	19 - 22 社会教育の取扱い	整理番号		専門部会名	教育部会																
分類	7 体育施設の取扱いに関する事	分科会名		社会教育分科会																	
課 題			調 整 結 果																		
2 学校施設の開放 全町で必要に応じて開放されている。			(案) 新市に移行後も住民に活動の場を保障するため、身近なスポーツ施設として学校施設の開放を行う。 ただし、使用料については一元化に調整のうえ、新市に移行する。																		
《参考資料》 各町の学校施設使用料収入額（平成12年度決算）																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>町 名</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>峰 山 町</td> <td>667,850円</td> </tr> <tr> <td>大 宮 町</td> <td>463,200円</td> </tr> <tr> <td>網 野 町</td> <td>1,039,300円</td> </tr> <tr> <td>丹 後 町</td> <td>450,000円</td> </tr> <tr> <td>弥 栄 町</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>久美浜町</td> <td>405,100円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>3,025,450円</td> </tr> </tbody> </table>						町 名	金 額	峰 山 町	667,850円	大 宮 町	463,200円	網 野 町	1,039,300円	丹 後 町	450,000円	弥 栄 町	0円	久美浜町	405,100円	合 計	3,025,450円
町 名	金 額																				
峰 山 町	667,850円																				
大 宮 町	463,200円																				
網 野 町	1,039,300円																				
丹 後 町	450,000円																				
弥 栄 町	0円																				
久美浜町	405,100円																				
合 計	3,025,450円																				
各町の学校施設使用料収入額（平成13年度決算）																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>町 名</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>峰 山 町</td> <td>519,300円</td> </tr> <tr> <td>大 宮 町</td> <td>442,400円</td> </tr> <tr> <td>網 野 町</td> <td>964,600円</td> </tr> <tr> <td>丹 後 町</td> <td>455,500円</td> </tr> <tr> <td>弥 栄 町</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>久美浜町</td> <td>391,250円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>2,773,050円</td> </tr> </tbody> </table>						町 名	金 額	峰 山 町	519,300円	大 宮 町	442,400円	網 野 町	964,600円	丹 後 町	455,500円	弥 栄 町	0円	久美浜町	391,250円	合 計	2,773,050円
町 名	金 額																				
峰 山 町	519,300円																				
大 宮 町	442,400円																				
網 野 町	964,600円																				
丹 後 町	455,500円																				
弥 栄 町	0円																				
久美浜町	391,250円																				
合 計	2,773,050円																				
小委員会確認期日		平成 年 月 日		協議会確認期日																	
		平成 年 月 日																			

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(1)

合併協定項目	19-22 社会教育の取扱い		整理番号		専門部会名	教育部会																																																																																														
分類	7 体育施設の取扱いに関する事		分科会名	社会教育分科会																																																																																																
現 況																																																																																																				
項 目	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町																																																																																														
2 学校施設の開放	<table border="1"> <tr> <td>学校名</td> <td>峰山小学校 吉原小学校 五箇小学校 長岡小学校 新山小学校 丹波小学校</td> </tr> <tr> <td>体育館</td> <td></td> </tr> <tr> <td>開放時間</td> <td>休業日9時~22時 平日17時~22時</td> </tr> <tr> <td>使用料</td> <td>昼間 600円 夜間 800円</td> </tr> <tr> <td>利用方法</td> <td>申請書を教育委員会へ提出</td> </tr> <tr> <td>グラウンド</td> <td></td> </tr> <tr> <td>開放時間</td> <td>休業日 9時~21時 平日 17時~21時</td> </tr> <tr> <td>使用料</td> <td>照明250円/30分</td> </tr> <tr> <td>利用方法</td> <td>申請書を教育委員会へ提出</td> </tr> </table>	学校名	峰山小学校 吉原小学校 五箇小学校 長岡小学校 新山小学校 丹波小学校	体育館		開放時間	休業日9時~22時 平日17時~22時	使用料	昼間 600円 夜間 800円	利用方法	申請書を教育委員会へ提出	グラウンド		開放時間	休業日 9時~21時 平日 17時~21時	使用料	照明250円/30分	利用方法	申請書を教育委員会へ提出	<table border="1"> <tr> <td>格技場(大宮中学校)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>使用料</td> <td>半日 800円 全日 1,200円 夜間 800円</td> </tr> <tr> <td>電灯料</td> <td>半日 500円 全日 800円 夜間 600円</td> </tr> <tr> <td>ブレイルーム(第一小学校)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>使用料</td> <td>半日 500円 全日 800円 夜間 600円</td> </tr> <tr> <td>暖房料</td> <td>半日 500円 全日 800円 夜間 500円</td> </tr> </table>	格技場(大宮中学校)		使用料	半日 800円 全日 1,200円 夜間 800円	電灯料	半日 500円 全日 800円 夜間 600円	ブレイルーム(第一小学校)		使用料	半日 500円 全日 800円 夜間 600円	暖房料	半日 500円 全日 800円 夜間 500円	<table border="1"> <tr> <td>島津小学校(屋内運動場)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>開放時間</td> <td>午前8時~午後10時</td> </tr> <tr> <td>使用料</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>利用方法</td> <td>申請書を学校へ提出し、許可を受ける</td> </tr> <tr> <td>島津小学校(夜間照明施設)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>開放時間</td> <td>午後7時~午後10時</td> </tr> <tr> <td>使用料</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>利用方法</td> <td>申請書を学校へ提出し、許可を受ける</td> </tr> <tr> <td>郷小学校(屋内運動場)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>開放時間</td> <td>午前8時~午後10時</td> </tr> <tr> <td>使用料</td> <td>700円</td> </tr> <tr> <td>利用方法</td> <td>申請書を学校へ提出し、許可を受ける</td> </tr> <tr> <td>橋小学校(屋内運動場)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>開放時間</td> <td>午前8時~午後10時</td> </tr> <tr> <td>使用料</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>利用方法</td> <td>申請書を学校へ提出し、許可を受ける</td> </tr> </table>	島津小学校(屋内運動場)		開放時間	午前8時~午後10時	使用料	500円	利用方法	申請書を学校へ提出し、許可を受ける	島津小学校(夜間照明施設)		開放時間	午後7時~午後10時	使用料	1,500円	利用方法	申請書を学校へ提出し、許可を受ける	郷小学校(屋内運動場)		開放時間	午前8時~午後10時	使用料	700円	利用方法	申請書を学校へ提出し、許可を受ける	橋小学校(屋内運動場)		開放時間	午前8時~午後10時	使用料	500円	利用方法	申請書を学校へ提出し、許可を受ける			<table border="1"> <tr> <td>海部小学校(体育館)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>開放時間</td> <td>休業日9時~22時 平日18時~22時</td> </tr> <tr> <td>使用料</td> <td>1回1,000円 登録団体は300円</td> </tr> <tr> <td>利用方法</td> <td>学校へ申し込み</td> </tr> <tr> <td>海部小学校(グラウンド)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>開放時間</td> <td>休業日9時~18時</td> </tr> <tr> <td>使用料</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>利用方法</td> <td>学校へ申し込み</td> </tr> <tr> <td>佐濃小学校(体育館)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>開放時間</td> <td>休業日9時~22時 平日18時~22時</td> </tr> <tr> <td>使用料</td> <td>1回1,000円 登録団体は300円</td> </tr> <tr> <td>利用方法</td> <td>学校へ申し込み</td> </tr> <tr> <td>佐濃小学校(グラウンド)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>開放時間</td> <td>休業日9時~22時</td> </tr> <tr> <td>使用料(照明)</td> <td>1回2,200円 登録団体は1,500円</td> </tr> <tr> <td>利用方法</td> <td>夜間は指定日に抽選</td> </tr> </table>	海部小学校(体育館)		開放時間	休業日9時~22時 平日18時~22時	使用料	1回1,000円 登録団体は300円	利用方法	学校へ申し込み	海部小学校(グラウンド)		開放時間	休業日9時~18時	使用料	無料	利用方法	学校へ申し込み	佐濃小学校(体育館)		開放時間	休業日9時~22時 平日18時~22時	使用料	1回1,000円 登録団体は300円	利用方法	学校へ申し込み	佐濃小学校(グラウンド)		開放時間	休業日9時~22時	使用料(照明)	1回2,200円 登録団体は1,500円	利用方法	夜間は指定日に抽選
学校名	峰山小学校 吉原小学校 五箇小学校 長岡小学校 新山小学校 丹波小学校																																																																																																			
体育館																																																																																																				
開放時間	休業日9時~22時 平日17時~22時																																																																																																			
使用料	昼間 600円 夜間 800円																																																																																																			
利用方法	申請書を教育委員会へ提出																																																																																																			
グラウンド																																																																																																				
開放時間	休業日 9時~21時 平日 17時~21時																																																																																																			
使用料	照明250円/30分																																																																																																			
利用方法	申請書を教育委員会へ提出																																																																																																			
格技場(大宮中学校)																																																																																																				
使用料	半日 800円 全日 1,200円 夜間 800円																																																																																																			
電灯料	半日 500円 全日 800円 夜間 600円																																																																																																			
ブレイルーム(第一小学校)																																																																																																				
使用料	半日 500円 全日 800円 夜間 600円																																																																																																			
暖房料	半日 500円 全日 800円 夜間 500円																																																																																																			
島津小学校(屋内運動場)																																																																																																				
開放時間	午前8時~午後10時																																																																																																			
使用料	500円																																																																																																			
利用方法	申請書を学校へ提出し、許可を受ける																																																																																																			
島津小学校(夜間照明施設)																																																																																																				
開放時間	午後7時~午後10時																																																																																																			
使用料	1,500円																																																																																																			
利用方法	申請書を学校へ提出し、許可を受ける																																																																																																			
郷小学校(屋内運動場)																																																																																																				
開放時間	午前8時~午後10時																																																																																																			
使用料	700円																																																																																																			
利用方法	申請書を学校へ提出し、許可を受ける																																																																																																			
橋小学校(屋内運動場)																																																																																																				
開放時間	午前8時~午後10時																																																																																																			
使用料	500円																																																																																																			
利用方法	申請書を学校へ提出し、許可を受ける																																																																																																			
海部小学校(体育館)																																																																																																				
開放時間	休業日9時~22時 平日18時~22時																																																																																																			
使用料	1回1,000円 登録団体は300円																																																																																																			
利用方法	学校へ申し込み																																																																																																			
海部小学校(グラウンド)																																																																																																				
開放時間	休業日9時~18時																																																																																																			
使用料	無料																																																																																																			
利用方法	学校へ申し込み																																																																																																			
佐濃小学校(体育館)																																																																																																				
開放時間	休業日9時~22時 平日18時~22時																																																																																																			
使用料	1回1,000円 登録団体は300円																																																																																																			
利用方法	学校へ申し込み																																																																																																			
佐濃小学校(グラウンド)																																																																																																				
開放時間	休業日9時~22時																																																																																																			
使用料(照明)	1回2,200円 登録団体は1,500円																																																																																																			
利用方法	夜間は指定日に抽選																																																																																																			
根拠条例・要綱・規則等	峰山町立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則 峰山町率屋外運動場夜間照明施設の管理運営に関する規則		網野町立学校使用並びに使用料徴収条例 網野町立学校使用並びに使用料徴収規則			久美浜町立学校使用に関する規則 久美浜町立学校及び中学校の施設の開放に関する規則、要綱																																																																																														

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(2)

合併協定項目	19 - 22 社会教育の取扱い	整理番号		専門部会名	教育部会
分類	7 体育施設の取扱いに関する事	分科会名		社会教育分科会	
課 題			調 整 結 果		
小委員会確認期日		平成 年 月 日		協議会確認期日	

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(1)

合併協定項目	19-22 社会教育の取扱い		整理番号		専門部会名	教育部会																																																																
分類	7 体育施設の取扱いに関すること		分科会名	社会教育分科会																																																																		
現 況																																																																						
項 目	峰 山 町	大 宮 町	網 野 町	丹 後 町	弥 栄 町	久 美 浜 町																																																																
2 学校施設の開放			<table border="1"> <tr><td colspan="2">三津小学校(屋内運動場)</td></tr> <tr><td>開放時間</td><td>午前8時~午後10時</td></tr> <tr><td>使用料</td><td>500円</td></tr> <tr><td>利用方法</td><td>申請書を学校へ提出し、許可を受ける</td></tr> </table> <table border="1"> <tr><td colspan="2">網野中学校(屋内大運動場)</td></tr> <tr><td>開放時間</td><td>午前8時~午後10時</td></tr> <tr><td>使用料</td><td>1,200円</td></tr> <tr><td>利用方法</td><td>申請書を学校へ提出し、許可を受ける</td></tr> </table> <table border="1"> <tr><td colspan="2">網野中学校(剣道室)</td></tr> <tr><td>開放時間</td><td>午前8時~午後10時</td></tr> <tr><td>使用料</td><td>400円</td></tr> <tr><td>利用方法</td><td>申請書を学校へ提出し、許可を受ける</td></tr> </table> <table border="1"> <tr><td colspan="2">網野中学校(夜間照明施設)</td></tr> <tr><td>開放時間</td><td>午前7時~午後10時</td></tr> <tr><td>使用料</td><td>1,500円</td></tr> <tr><td>利用方法</td><td>申請書を学校へ提出し、許可を受ける</td></tr> </table>	三津小学校(屋内運動場)		開放時間	午前8時~午後10時	使用料	500円	利用方法	申請書を学校へ提出し、許可を受ける	網野中学校(屋内大運動場)		開放時間	午前8時~午後10時	使用料	1,200円	利用方法	申請書を学校へ提出し、許可を受ける	網野中学校(剣道室)		開放時間	午前8時~午後10時	使用料	400円	利用方法	申請書を学校へ提出し、許可を受ける	網野中学校(夜間照明施設)		開放時間	午前7時~午後10時	使用料	1,500円	利用方法	申請書を学校へ提出し、許可を受ける			<table border="1"> <tr><td colspan="2">田村小学校(体育館)</td></tr> <tr><td>開放時間</td><td>休業日9時~22時 平日18時~22時</td></tr> <tr><td>使用料</td><td>1回1,000円 登録団体は300円</td></tr> <tr><td>利用方法</td><td>学校へ申し込み</td></tr> </table> <table border="1"> <tr><td colspan="2">田村小学校(グラウンド)</td></tr> <tr><td>開放時間</td><td>休業日9時~18時</td></tr> <tr><td>使用料</td><td>無料</td></tr> <tr><td>利用方法</td><td>学校へ申し込み</td></tr> </table> <table border="1"> <tr><td colspan="2">神野小学校(体育館)</td></tr> <tr><td>開放時間</td><td>休業日9時~22時 平日18時~22時</td></tr> <tr><td>使用料</td><td>1回1,000円 登録団体は300円</td></tr> <tr><td>利用方法</td><td>学校へ申し込み</td></tr> </table> <table border="1"> <tr><td colspan="2">神野小学校(グラウンド)</td></tr> <tr><td>開放時間</td><td>休業日9時~18時</td></tr> <tr><td>使用料</td><td>無料</td></tr> <tr><td>利用方法</td><td>学校へ申し込み</td></tr> </table>	田村小学校(体育館)		開放時間	休業日9時~22時 平日18時~22時	使用料	1回1,000円 登録団体は300円	利用方法	学校へ申し込み	田村小学校(グラウンド)		開放時間	休業日9時~18時	使用料	無料	利用方法	学校へ申し込み	神野小学校(体育館)		開放時間	休業日9時~22時 平日18時~22時	使用料	1回1,000円 登録団体は300円	利用方法	学校へ申し込み	神野小学校(グラウンド)		開放時間	休業日9時~18時	使用料	無料	利用方法	学校へ申し込み
三津小学校(屋内運動場)																																																																						
開放時間	午前8時~午後10時																																																																					
使用料	500円																																																																					
利用方法	申請書を学校へ提出し、許可を受ける																																																																					
網野中学校(屋内大運動場)																																																																						
開放時間	午前8時~午後10時																																																																					
使用料	1,200円																																																																					
利用方法	申請書を学校へ提出し、許可を受ける																																																																					
網野中学校(剣道室)																																																																						
開放時間	午前8時~午後10時																																																																					
使用料	400円																																																																					
利用方法	申請書を学校へ提出し、許可を受ける																																																																					
網野中学校(夜間照明施設)																																																																						
開放時間	午前7時~午後10時																																																																					
使用料	1,500円																																																																					
利用方法	申請書を学校へ提出し、許可を受ける																																																																					
田村小学校(体育館)																																																																						
開放時間	休業日9時~22時 平日18時~22時																																																																					
使用料	1回1,000円 登録団体は300円																																																																					
利用方法	学校へ申し込み																																																																					
田村小学校(グラウンド)																																																																						
開放時間	休業日9時~18時																																																																					
使用料	無料																																																																					
利用方法	学校へ申し込み																																																																					
神野小学校(体育館)																																																																						
開放時間	休業日9時~22時 平日18時~22時																																																																					
使用料	1回1,000円 登録団体は300円																																																																					
利用方法	学校へ申し込み																																																																					
神野小学校(グラウンド)																																																																						
開放時間	休業日9時~18時																																																																					
使用料	無料																																																																					
利用方法	学校へ申し込み																																																																					
根拠条例・要綱・規則等			網野町立学校使用並びに使用料徴収条例 網野町立学校使用並びに使用料徴収規則			久美浜町立学校使用に関する規則 久美浜町立学校及び中学校の施設の開放に関する規則、要綱																																																																

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(2)

合併協定項目	19 - 22 社会教育の取扱い	整理番号		専門部会名	教育部会
分類	7 体育施設の取扱いに関する事	分科会名		社会教育分科会	
課 題			調 整 結 果		
小委員会確認期日		平成 年 月 日		協議会確認期日	

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(1)

合併協定項目	19-22 社会教育の取扱い	整理番号		専門部会名	教育部会																																																									
分類	7 体育施設の取扱いに関する事	分科会名	社会教育分科会																																																											
現 況																																																														
項 目	峰 山 町	大 宮 町	網 野 町	丹 後 町	弥 栄 町	久 美 浜 町																																																								
2 学校施設の開放			<table border="1"> <tr><td colspan="2">橋中学校(屋内運動場)</td></tr> <tr><td>開放時間</td><td>午前8時~午後10時</td></tr> <tr><td>使用料</td><td>1,000円</td></tr> <tr><td>利用方法</td><td>申請書を学校へ提出し、許可を受ける</td></tr> <tr><td colspan="2">橋中学校(格技場)</td></tr> <tr><td>開放時間</td><td>午前8時~午後10時</td></tr> <tr><td>使用料</td><td>300円</td></tr> <tr><td>利用方法</td><td>申請書を学校へ提出し、許可を受ける</td></tr> <tr><td colspan="2">橋中学校(夜間照明施設)</td></tr> <tr><td>開放時間</td><td>午前7時~午後10時</td></tr> <tr><td>使用料</td><td>1,500円</td></tr> <tr><td>利用方法</td><td>申請書を学校へ提出し、許可を受ける</td></tr> </table> <p>申請は使用日の属する月の前月1日から。 夜間照明施設の使用は5月1日~10月31日までとする。 夜間照明施設を使用できるのは町内在住、在職者</p>	橋中学校(屋内運動場)		開放時間	午前8時~午後10時	使用料	1,000円	利用方法	申請書を学校へ提出し、許可を受ける	橋中学校(格技場)		開放時間	午前8時~午後10時	使用料	300円	利用方法	申請書を学校へ提出し、許可を受ける	橋中学校(夜間照明施設)		開放時間	午前7時~午後10時	使用料	1,500円	利用方法	申請書を学校へ提出し、許可を受ける			<table border="1"> <tr><td colspan="2">湊小学校(体育館)</td></tr> <tr><td>開放時間</td><td>休業日9時~22時 平日18時~22時</td></tr> <tr><td>使用料</td><td>1回1,000円 登録団体は300円</td></tr> <tr><td>利用方法</td><td>学校へ申し込み</td></tr> <tr><td colspan="2">神野小学校(グラウンド)</td></tr> <tr><td>開放時間</td><td>休業日9時~18時</td></tr> <tr><td>使用料</td><td>無料</td></tr> <tr><td>利用方法</td><td>学校へ申し込み</td></tr> <tr><td colspan="2">久美浜中学校(体育館)</td></tr> <tr><td>開放時間</td><td>休業日9時~22時 平日18時~22時</td></tr> <tr><td>使用料</td><td>1回1,000円 登録団体は300円</td></tr> <tr><td>利用方法</td><td>学校へ申し込み</td></tr> <tr><td colspan="2">久美浜中学校(グラウンド)</td></tr> <tr><td>開放時間</td><td>休業日9時~22時</td></tr> <tr><td>使用料(照明)</td><td>1回2,200円 登録団体は1,500円</td></tr> <tr><td>利用方法</td><td>夜間は指定日に抽選</td></tr> </table>	湊小学校(体育館)		開放時間	休業日9時~22時 平日18時~22時	使用料	1回1,000円 登録団体は300円	利用方法	学校へ申し込み	神野小学校(グラウンド)		開放時間	休業日9時~18時	使用料	無料	利用方法	学校へ申し込み	久美浜中学校(体育館)		開放時間	休業日9時~22時 平日18時~22時	使用料	1回1,000円 登録団体は300円	利用方法	学校へ申し込み	久美浜中学校(グラウンド)		開放時間	休業日9時~22時	使用料(照明)	1回2,200円 登録団体は1,500円	利用方法	夜間は指定日に抽選
橋中学校(屋内運動場)																																																														
開放時間	午前8時~午後10時																																																													
使用料	1,000円																																																													
利用方法	申請書を学校へ提出し、許可を受ける																																																													
橋中学校(格技場)																																																														
開放時間	午前8時~午後10時																																																													
使用料	300円																																																													
利用方法	申請書を学校へ提出し、許可を受ける																																																													
橋中学校(夜間照明施設)																																																														
開放時間	午前7時~午後10時																																																													
使用料	1,500円																																																													
利用方法	申請書を学校へ提出し、許可を受ける																																																													
湊小学校(体育館)																																																														
開放時間	休業日9時~22時 平日18時~22時																																																													
使用料	1回1,000円 登録団体は300円																																																													
利用方法	学校へ申し込み																																																													
神野小学校(グラウンド)																																																														
開放時間	休業日9時~18時																																																													
使用料	無料																																																													
利用方法	学校へ申し込み																																																													
久美浜中学校(体育館)																																																														
開放時間	休業日9時~22時 平日18時~22時																																																													
使用料	1回1,000円 登録団体は300円																																																													
利用方法	学校へ申し込み																																																													
久美浜中学校(グラウンド)																																																														
開放時間	休業日9時~22時																																																													
使用料(照明)	1回2,200円 登録団体は1,500円																																																													
利用方法	夜間は指定日に抽選																																																													
根拠条例・要綱・規則等			網野町立学校使用並びに使用料徴収条例 網野町立学校使用並びに使用料徴収規則			久美浜町立学校使用に関する規則 久美浜町立学校及び中学校の施設の開放に関する規則、要綱																																																								

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(2)

合併協定項目	19 - 22 社会教育の取扱い	整理番号		専門部会名	教育部会
分類	7 体育施設の取扱いに関する事	分科会名		社会教育分科会	
課 題			調 整 結 果		
小委員会確認期日		平成 年 月 日		協議会確認期日	

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(1)

合併協定項目	19-22 社会教育の取扱い			整理番号		専門部会名	教育部会																
分類	7 体育施設の取扱いに関する事			分科会名	社会教育分科会																		
項目		峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町																
2	学校施設の開放						<table border="1"> <tr> <td colspan="2">高龍中学校(体育館)</td> </tr> <tr> <td>開放時間</td> <td>休業日9時~22時 平日18時~22時</td> </tr> <tr> <td>使用料</td> <td>1回1,000円 登録団体は300円</td> </tr> <tr> <td>利用方法</td> <td>学校へ申し込み</td> </tr> <tr> <td colspan="2">高龍中学校(グラウンド)</td> </tr> <tr> <td>開放時間</td> <td>休業日9時~18時</td> </tr> <tr> <td>使用料</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>利用方法</td> <td>学校へ申し込み</td> </tr> </table>	高龍中学校(体育館)		開放時間	休業日9時~22時 平日18時~22時	使用料	1回1,000円 登録団体は300円	利用方法	学校へ申し込み	高龍中学校(グラウンド)		開放時間	休業日9時~18時	使用料	無料	利用方法	学校へ申し込み
高龍中学校(体育館)																							
開放時間	休業日9時~22時 平日18時~22時																						
使用料	1回1,000円 登録団体は300円																						
利用方法	学校へ申し込み																						
高龍中学校(グラウンド)																							
開放時間	休業日9時~18時																						
使用料	無料																						
利用方法	学校へ申し込み																						
	根拠条例・要綱・規則等						久美浜町立学校使用に関する規則 久美浜町立学校及び中学校の施設の開放に関する規則、要綱																

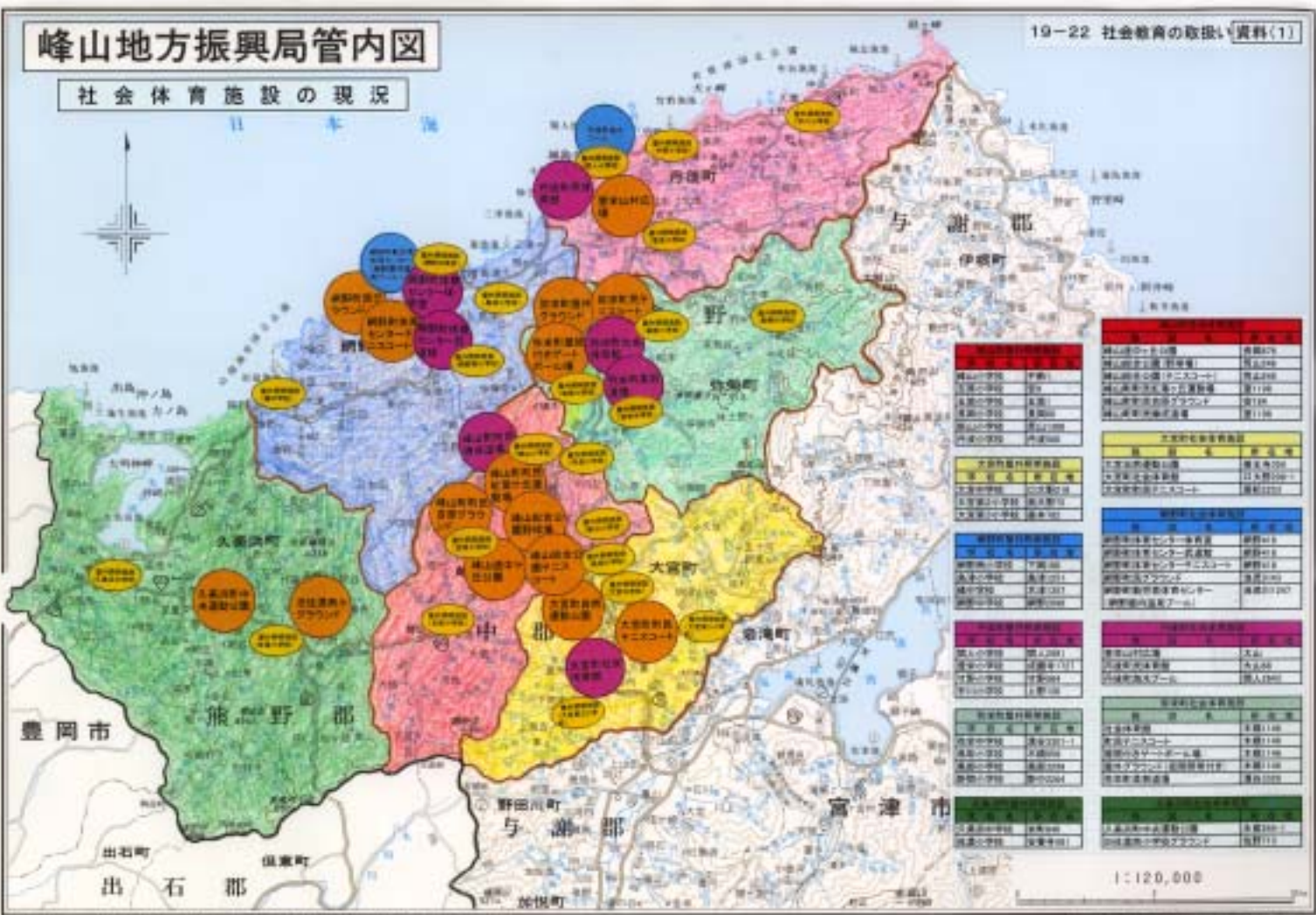
峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(2)

合併協定項目	19 - 22 社会教育の取扱い	整理番号		専門部会名	教育部会
分類	7 体育施設の取扱いに関する事	分科会名		社会教育分科会	
課 題			調 整 結 果		
小委員会確認期日		平成 年 月 日		協議会確認期日	

峰山地方振興局管内図

社会体育施設の現況

19-22 社会教育の取扱い資料(1)



施設名	種別	面積
丹波町立総合体育館	体育館	1,200㎡
丹波町立市民体育館	体育館	1,200㎡
丹波町立市民体育館	体育館	1,200㎡
丹波町立市民体育館	体育館	1,200㎡
丹波町立市民体育館	体育館	1,200㎡
丹波町立市民体育館	体育館	1,200㎡
丹波町立市民体育館	体育館	1,200㎡
丹波町立市民体育館	体育館	1,200㎡
丹波町立市民体育館	体育館	1,200㎡
丹波町立市民体育館	体育館	1,200㎡

施設名	種別	面積
伊弉町立市民体育館	体育館	1,200㎡
伊弉町立市民体育館	体育館	1,200㎡
伊弉町立市民体育館	体育館	1,200㎡
伊弉町立市民体育館	体育館	1,200㎡
伊弉町立市民体育館	体育館	1,200㎡
伊弉町立市民体育館	体育館	1,200㎡
伊弉町立市民体育館	体育館	1,200㎡
伊弉町立市民体育館	体育館	1,200㎡
伊弉町立市民体育館	体育館	1,200㎡
伊弉町立市民体育館	体育館	1,200㎡

施設名	種別	面積
野田町立市民体育館	体育館	1,200㎡
野田町立市民体育館	体育館	1,200㎡
野田町立市民体育館	体育館	1,200㎡
野田町立市民体育館	体育館	1,200㎡
野田町立市民体育館	体育館	1,200㎡
野田町立市民体育館	体育館	1,200㎡
野田町立市民体育館	体育館	1,200㎡
野田町立市民体育館	体育館	1,200㎡
野田町立市民体育館	体育館	1,200㎡
野田町立市民体育館	体育館	1,200㎡

施設名	種別	面積
大宮町立市民体育館	体育館	1,200㎡
大宮町立市民体育館	体育館	1,200㎡
大宮町立市民体育館	体育館	1,200㎡
大宮町立市民体育館	体育館	1,200㎡
大宮町立市民体育館	体育館	1,200㎡
大宮町立市民体育館	体育館	1,200㎡
大宮町立市民体育館	体育館	1,200㎡
大宮町立市民体育館	体育館	1,200㎡
大宮町立市民体育館	体育館	1,200㎡
大宮町立市民体育館	体育館	1,200㎡

施設名	種別	面積
豊岡市立市民体育館	体育館	1,200㎡
豊岡市立市民体育館	体育館	1,200㎡
豊岡市立市民体育館	体育館	1,200㎡
豊岡市立市民体育館	体育館	1,200㎡
豊岡市立市民体育館	体育館	1,200㎡
豊岡市立市民体育館	体育館	1,200㎡
豊岡市立市民体育館	体育館	1,200㎡
豊岡市立市民体育館	体育館	1,200㎡
豊岡市立市民体育館	体育館	1,200㎡
豊岡市立市民体育館	体育館	1,200㎡

1:120,000